

第九十四回国 参議院文教委員会 會議録第十号

昭和五十六年四月二十八日(水曜日)
午前十時六分開会

委員の異動

四月二十四日

辞任

藤田 正明君

四月二十七日

辞任

浅野 拡君

補欠選任

浅野 拡君

補欠選任

永野 巖雄君

出席者は左のとおり。

委員長

降矢 敬義君

理事

大島 友治君

委員

佐藤 昭夫君

井上 裕君

山東 昭子君

田沢 智治君

内藤 三郎君

仲川 幸男君

松浦 功君

小野 明君

粕谷 昭美君

本岡 昭次君

柏原 ヤス君

国務大臣

文部大臣

政府委員

文部大臣官房長

鈴木 勲君

田中 龍夫君

高木 健太郎君

小西 博行君

政府委員

文部大臣官房長

鈴木 勲君

文部省初等中等
教育局長 三角 哲生君

文部省大学局長 宮地 貫一君

文部省管理局長 吉田 壽雄君

郵政省電波監理
局長 田中眞三郎君

事務局側
常任委員会専門
員 瀧 嘉衛君

説明員
郵政省電波監理
局放送部長 富田 徹郎君

本日の会議に付した案件
○放送大学学園法案(第九十三回国会内閣提出、
衆議院送付)(継続案件)
○連合審査会に関する件

○委員長(降矢敬義君) ただいまから文教委員会
を開会いたします。

放送大学学園法案を議題とし、前回に引き続き
質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○勝又武一君 放送大学につきましてお伺いして
まいりますが、文部省としてこれについての設立
の方針を決めたのは具体的にいつになりますか。

○国務大臣(田中龍夫君) そのいまの決定の経過
につきましては、担当の政府委員からお答えしま
す。

○政府委員(宮地貫一君) 具体的な放送大学につ
いての検討を開始いたしましたのは、昭和四十四
年十月の閣議におきまして文部、郵政両大臣から
放送大学の検討を始めることについて報告を行っ
たわけでございます。それ以後経過を經まして、
具体的には昭和五十四年度予算におきまして特殊
法人放送大学学園の設置のための予算が計上され

まして、具体的に政府として予算を計上し、法案
を提出することになりましたのは、昭和五十四年
度予算の決定の際が政府として正式に決定をいた
した時期というぐあいに申し上げてよろしいかと
思います。

○勝又武一君 設立の方針を決めてからすでに十
三年たつわけですね。その間、やはり衆議院では
約百時間の審議をやっているというように思いま
す。何か外国の視察もされたようでありまして、
小委員会での議論もありましたし、相当の長期に
わたる、しかも綿密な審議を行っているとどうよ
うに考えます。私たち参議院の方は、前臨時国会
での審議はたしか六時間何十分、この通常国会に
入ってから実際に審議をやったのは十二時間半ぐ
らいではないでしょうか。そして、これが四月
の十四日から始まっておるわけですね。わずかこ
の十二時間半の中で大変な問題が出てきておると
いうように私は思うわけです。そしてまた、その
間、参考人の方に六人おいでいただいたり、NH
K、テレビ朝日、あるいは開発センター、日大の
通信教育、これらを調査してまいりました。こう
いう中で、もうすでに大臣もおわかりのように、
衆議院段階における問題以外に相当やはり具体的
な問題が提起をされている。私はいまもってではな
いまだ残念なのは、文部大臣からまだこれについて
の誠意ある対応の仕方というのにはあらわされてい
ない。たとえば予算について幾つかの指摘があり
ましたね。あるいは五十年十二月の予測調査とい
うのはきわめてラフなものであった、こういうよ
うなものについて具体的に再調査をするとか、こ
ういうようなことについての何らの提起もないわ
けです。

もう一つお聞きしたいのは、参考人の方々いろ
いろおっしゃいました。これは局長や企画官は綿
密なメモをとっていらしたからおわかりと思いま
すけれども、私もまあい参考人の方々のうちの

一部の意見に賛成できる向きもあります。まさに
ああいうように理想的な、すべてが満足されたよ
うな放送大学ならいいんじゃないかというように
思う節もあります。しかし、それにはきわめて重
要な幾つかの前提条件というものが私はやはり必
要じゃないか。そういう必要にして十分な前提条
件というものがなしに、参考人の方は非常に楽観め
いた、パラダイスのような放送大学のよさばかり
を強調している向きもあったというように思うわ
けです。これらについて、大臣は、ひとつ本気に
わが文教委員会に対して、それらのいままで十二
時間半の中で出た諸問題について、どういうよう
にそれらの点について明確になさるお気持ちなの
か。

それからもう一つは、そういう参考人が言って
いらつしたようなことを満足できるような条
件というものが、いま私は欠けていると、十分
だと。そういうものについてどういうように文部
省としては対処されようとしているのか、この二
つをお聞きします。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘の点がいろいろ
と参考人からもございましたことは、私どもも聞
かしていただきました。いろいろと有益な御意見
をいただいたと、かように考えております。

御指摘の点で、一つは、従来の調査だけでは必
ずしも十分でないではないかという御指摘がござ
います。その点につきましては、私どもとしては
従来専門家にこの調査をお願いしたわけござ
います。具体的に放送大学を設立するといふこ
とになりますと、従来から御説明しておりますよ
うに、まずはこの放送大学学園法案で特殊法人の
枠組みをつくっていただまして、この特殊法人
が放送大学設置について文部大臣に認可申請をす
るといふ手続になるわけでございます。私どもと
しましては、この特殊法人の放送大学学園の法案
が成立いたしますと、それに伴いまして放送大学

の設置認可申請という具体的な行為に移れるわけ
でございます。

私どももいたしましては、従来国会で御答弁申
し上げておりますように、具体的な放送大学の実
施に当たりましての問題点が幾つか御指摘があつ
たと思うわけでございまして、実際の放送大学の
第一期の計画といたしましては、関東地区、東京
タワーからテレビ、ラジオの電波の届く範囲内を
まずは第一期の対象としてスタートさせていただ
きたいということで御説明を申し上げてきておる
わけでございまして、それを全国的に広め
ていく際に、御指摘のような具体的な調査をさら
に尽くすべきではないかという御指摘は、私ども
としてはそういう段階に慎重に対応して、十分国
民のニーズと申しますか、そういうものも受けと
めるようなさらに綿密な調査もそういう段階では
ぜひとも取り組まなければならぬ課題であらう
と、かように考えております。

○勝又武一君 大臣ね、そうじゃないんですよ。
局長の言っているような答弁のことを聞いてい
るんじゃない。放送大学ができて、そしてその
第一期に具体的にかかってからいろんなものをや
つてだんだん直していくということじゃなくて、
つくる前にもつとやばり具体的なことを明らかに
していただかなければ賛否の態度もできないで
すよ。賛成か反対かということすら本当はできな
い。そのくらいに思うので私はいまの点を幾つか
指摘をしたわけです。ですから、きょうは時
間がありませんから、この点はもう何回言っても
局長はああいう答弁なんです、衆議院段階からそ
うなんです。だから、きょうはこれは留保してお
きますけれども、そういうことで私たちは賛成、反
対の態度表明さえできない。もつとやばり文部
省は、この点については責任を持ってその設立す
る前の具体的な条件をどうつくるのかということ
を明らかにしていただきたい。そういう意味なん
です。

そこで次に大臣にお伺いいたしますが、これは
もう当然とは思いますが、放送大学は学校教育法

に基づく大学ですね。これはもう繰り返すことも
ないと思えますね、大臣。ですから、当然この学
校教育法に基づく大学でありますから、学問の自
由、大学の自治について既存の大学と同じように
保障されるべきだと考えますけれども、大臣はい
かがでございますか。

○国務大臣(田中龍夫君) 御指摘のとおり、放
送大学学園法案、ことに放送大学となりますれ
ば、当然学問の自由ということにつきましてはわ
れわれは十全を期しておる次第でございます。

○勝又武一君 そこで、既存の大学と比較しまし
て、この放送大学というのは、客観的に学問の自
由とか大学の自治というものが保障されやすいの
か、されにくいのか、どつちだというふうにお考
えになりますか。

○国務大臣(田中龍夫君) 既存の国立大学と同様
のシステムによりまして、この学問の自由という
ものは確保しなければならぬと、かような考え
でございます。

○勝又武一君 そういうことをお聞きしているの
じゃありません。放送大学というのは、普通の大
学と全然違いますね、キャンパスがないでしょ
う。普通の大学は校舎の中や教室の中で講義を受
けるわけですね。そういうことと違つて、放送大
学の場合には三分の一が放送手段ですから、その
あり方や教育内容というものが当然変わつてく
る。もちろんスクーリングなり教材という問題が
三分の一づつございすけれども、その三分の一
の放送、テレビというのは全国民が見るわけだ
から、これは当然学問の自由なり大学の自治とい
うことについて、象牙の塔と言われがちな教室の
中で行われる講義よりも、はるかにいろいろの批
判やいろいろの注文みたいなものは出やすいとい
うことは言えるんじゃないでしょうか、どうなん
でしょうか。

○国務大臣(田中龍夫君) そういう点におきまし
ては、われわれが理想といたしております、要
するに開かれた大学と申しますか、そういう問題
につきまして、大学自体のスクーリングやその他

の教育のほかに、今度はさらに生涯教育としての
社会教育的な要素も持たなきゃなりませんし、ま
た同時にこのいろいろな単位の互換性とかなんと
かというふうな問題につきましても、できるだけ
柔軟な姿に置きたい、かように考えております。

○勝又武一君 そうではございません。大変お言
葉を返しますけれども、もつと具体的にお聞きし
ますと、政界とか財界とか、いろいろな一部勢力
の方々がいろいろな批判をされますね。そういう
問題が、大学で行われる講義よりはテレビで放送
される放送大学の方により圧力がかりやすい、
こういうことはございせんか。そういうことを
聞いているのです。

○国務大臣(田中龍夫君) そういうことがないよ
うに、われわれといたしましては、純正な意味に
おきましてりっぱな放送大学をつくりたい、かよ
うに考えております。

○勝又武一君 そうしますと、文部大臣がおつし
やっているのは、政界とか財界からテレビ放送等
でされる大学の内容についても、そういう不当な
権力の介入をさせてはいかぬから、断固としてそ
ういふのは排除していくと、こういう御決意だと
いうふうに考えるわけです。よろしゅうございま
すね。

ところが、大臣に一、二ここでお聞きしたいの
は、国立大学に対して文部省が持つていろいろ
の権限よりは、この放送大学の場合には文部大
臣の権限というものははるかに強いというように私
は法案内容から思うわけです。あるいはこの理事
長は文部大臣が任命になりますね。そういう文部
大臣の任命された理事長の権限、これもきわめて
強大です。他の国立大学と比べて、教授会の権限
も弱い、あるいは評議会の権限というものが逆に
強大である。こういうような非常に文部大臣を頂
点にしたピラミッド型の管理運営機構、こうなつ
ていますよね。その場合には、先ほど申し上げた
この文部大臣の姿勢というものはあるいは文部省の
姿勢というものはますます大変重要なポイントにな
ると考えますけれども、そういうふうな考えてよ

ろしゅうございすか。
○国務大臣(田中龍夫君) 文部大臣の姿勢でござ
います、それは当然のこととは言いがた、あ
くまでも学問の自由を守る純粋な、中正な姿勢で
なければならぬ、また同時にそういうことは当然
なことでございます。

○勝又武一君 教育基本法の第十條も当然だとい
うふうに考えますけれども、この点の御決意も、
大臣、よろしゅうございすね。

○国務大臣(田中龍夫君) 当然でございます。
○勝又武一君 そうしますと、この二、三日起き
ていることに私は大変な心配を持つわけです。た
しか土曜日の新聞なり、きょうの新聞なりも、教
科書協会の、中学校社会科教科書の問題について
いろいろと取り上げておりますね。私たちがよう
九時五十分からの理事会の中でもこの議論が出ま
して、当然特定の日に集中的にこの教科書問題に
ついての審議を行つべきだ、私の属する党も、当
然これは参考人も呼んで徹底した審議を行つべき
だというふうに考えるわけです。しかし、けさの
新聞などを見ますと、何か連休明けには、文部省
も態度を決めるとかどうとかということがあつた
り、もう文部省が了承しているというふうな向き
もあつたりしますので、これは連休明けの五月六
日以降になると少し問題も感ずるという点が一つ
ございすし、もう一つは、いまお聞きしました
大学における学問の自由なり、あるいは文部大臣
が教育基本法十條を守るといふ決意のほどなりこ
ういうことが、むしろ教科書問題よりも逆に放送
大学の場合に、もつと影響が大きいという
ようにさえ私は思うわけです。そういう意味で、
この教科書に対する文部省の姿勢いかにによりま
しては、放送大学の審議に重大な私は影響を持
つてくる、こういうふうに考えるわけですよ。だか
ら、そういう観点でこれを一、二お聞きをしてい
きたい、そう思うわけです。

そこで、何かきょうの報道によりまして、今回
の全面改訂に対する文部省の姿勢、対応というの
が、私は、先ほど文部大臣が言ったような基本姿

勢を非常に欠いてるんじゃないか、こういうように思わざるを得ないわけです。

それと、もう一つは、放送大学というのは電波を独占する、放送を独占するわけですから、文部大臣なり文部省がこの基本姿勢を欠いていたら大変なことになる、こういうようにも思うわけですね。

そういう意味で、何かきょうの報道によりまして、教科書協会の理事会が、きのう全面改訂を決定して文部省に申し入れたという報道をしておりますけれども、その申し入れた内容、それは一体どういうことだったんですか。

○国務大臣(田中龍夫君) 御案内のとおり、われわれがぜひともいっばな中正文教科書をつくらなければならぬという基本姿勢でありますことは御承知のとおりでございます。同時にまた、教科書なるものの編さんの仕組みというものは、あくまでも民間の出版会社というものが自主的に教科書をつくってまいるわけでありまして、そのできた教科書に対してのいわゆる検定制というものがあつたことは御案内のとおりでございますが、しかし、それにしても、あくまでもいっばな不偏不党のいい教科書をつくるということが眼目でございます。いま先生が御指摘になりました新聞等に出ております教科書協会のことにつきましては担当の政府委員からお答えをいたします。

○政府委員(三角哲生君) ただいまお尋ねの件でございますが、小中学校の教科書の検定は三年ごとに行つておるわけでございます。そして学習指導要領の改定がありまして、これにはいわゆる新規検定の申請だけを受けつける、こういうことになつておりますが、それ以外の場合には、検定制の仕組みの上では、新規検定と、それから改訂検定と、このいずれも受けつけられることになつております。現に、これまでの例でも、昭和三十九年度、四十二年度、五十一年度におきまして新規検定と改訂検定のいずれも行つておるわけでございます。

ただ、状況を申し上げますと、昭和四十八年度だけにつきましては、中学校教科書の検定について、このとき非常に高等学校の教科書の検定がふくそうをいたしたものでございまして、改訂検定にとどめ、こういう事実がございまして、改訂検定も、仕組みの上では両方申請ができる、そして文部省もこれを受けとめることができる、こういうことになつておるわけでございます。

それで、教科書協会から、昨日正式の要望といひますか、ありましたわけでございますが、これは中学校社会科公民的分野の教科書の五十九年度版につきまして——これは三年後の版でございます。五十九年度版をちよつと説明いたしますと、五十九年度版の採択は五十八年度にありまして、検定は五十七年度にありまして、本年度から会社としてはその内容の準備にかななければならぬわけでございます。その際に、会社によりましては、改訂検定といういわゆる手を入れたページが四分の一以内の場合、これで間に合う手直しをする場合もあるけれども、会社の考えによつては、編集を考へていきまして、その結果としてこの四分の一以内で間に合わない手直しになるかもしれない、こういう場合もあり得るということで、文部省として、いわゆるその場合には新規検定の扱いになります。新規検定の扱いとしてこれを受けとめてくれるかどうかということをあらかじめ尋ねておきたい、こういうのが本旨のようでございます。そしてこのいわゆる四分の一以上の改訂も認めてほしいということを文部省に要請することに教科書協会として決定した、こういう申し入れでございます。

これによつて果たして具体的にどのような改訂を考へるか各教科書協会が考へることでございますが、これに対して私もとしては、こういう申し入れがありましたので、さらに必要に応じまして協会側の考へなども改めて尋ねました上で検討したい、こう思つておるのでございます。

○勝又武一君 七社のうち六社が全面改訂で、一社が部分改訂だという報道もありますけれども、

その事実はどうなのか。もう一つは、その場合に、六社ですか、もうひとつとどめですね。これが全面改訂をするという理由は、文部省にはどういふことを言つておるんですか。

それからもう一つ、局長が言つてましたね、両方あるというふうなことを言つておるけれども、今度のような事態で、公民だけでしょう、ほかの教科はないわけでしょう。公民だけについてこういうのが行われておるということは、いまままで比べてきわめて異常ではないですか。その点はいかがですか。

○政府委員(三角哲生君) 六社が新規検定を申請したい、一社は改訂検定で間に合うという、いま御指摘の具体的な話についてはまだ私も聞いておらないのでございます。その辺のところは聞いてみたいと思ひますけれども、これはやはり編集に入つて最終的には決まることであらうという気がいたします。

ただ、可能性としてどういふふうに各会社が考へておるかということなのかもしれません、私もまだそこまでは個々に話を聞いておるわけではないのでございます。

それから、公民についての申し入れでございます。私どもはほかの教科についてはまだそういう申し入れは受けておりませんけれども、確かに勝又委員おっしゃいますように、過去の例においては必ずしも一つの教科にとどまつて新規検定が出てきたということではなくて、いろいろまた出ております。ことしの場合それでどうなるか、これはそれぞれの会社の判断、自発的な考へ方、それに立脚して私どもはそれを受けとめる側でございます。その中で、他の教科について、もし同様のことがあれば、同様の考へ方でも検討をするということにならうかと思ひますが、今回報道されました件は、御指摘のように中学校社会科公民的分野についてのお話でございます。

○勝又武一君 局長が何と強弁されようと、これはきわめて異常なことですよ。まさにいままでの

歴史的な事実の中で明らかじゃないんですか。

もう一つ大臣、いま局長何だかわかつたようなわからないようなことを言つておられて、その程度のことしか余り聞いていません。なんというそんなもんですか。そんなことじゃないんですか。

もう一つ局長は——確かに会われたのは課長が会われたというように新聞報道はしてありますけれども、あなたがいまの程度のようなことで何を検討なさるんですか。これ全然おかしいと思ひますよ。みんな知つてらっしゃることじゃないですか。くださいよ。本当に必要なことだけ答へて、そうでないことは簡略にしてください。重要でないことが長くて、そのポイントをおっしゃらない。これじゃ議論になりません。

そこで、逆にお聞きしますけれども、もう一つ、これはこういうことも新聞は伝えておりますね。教科書教団の稲垣会長は、「文部省も考慮していい、との考へ方だったので踏み切つた」、こう言つておる新聞もございまして、ある新聞は文部省の内諾を得ているというように、これは二十五日の各社の朝刊が報道しているわけですよ。一体局長これ内諾を与えていたんですか、いなかったんですか。

○政府委員(三角哲生君) 私どもは事前にそういう打ち合わせのようなものはやつておりませんが、内諾とかそういうことはしないわけでございます。ただ、制度の原則から申しますと、教科書検定制というものは、著作者と申しますか、教科書会社の自主性と申しますか、自発性と申しますか、そういうものを基本にいたしまして、そうしてやはり改良の可能性というものを重んじていくシステムでございます。その中で、教科書協会が四分の一以内での改訂検定で対処するか、あるいは四分の一をどの程度超えるかは、それは具体的に編集してみなければわからないわけでございますけれども、それを上回る可能性はなしとしないので、その場合に文部省として受けとめてくれるかどうかというふうな事前の瀬踏みのようなことがある

とすれば、それは内閣とか何とかじゃございませぬけれども、私どもとしては、そういう教科書会社の自発的な申し出は、これは一応聞きまして上でこれを検討するという意味で受けとめなければならぬ、こういう事柄であらうと思っております。

○勝又武一君 天下に冠たる大新聞がそれを報道したのか、教科書協会の会長がためを言ったのか、どちらになるわけですよ、いまの局長の答弁は、私はこれ大変無責任だと思えますよ。一体、検討なさると言うけれども、そうすると大臣、これいつまでに検討されて、申し入れについての文部省の方針をお決めになるのはいつまでなんでしょうか。

○国務大臣(田中龍夫君) ちょっとその点は私御質問をよく理解しないのでありますが、つまり、教科書というものは、御案内のとおり、教科書の著作というのはみんな民間にゆだねられておるものでございまして、著作者が創意工夫を凝らして、そして多様ないろいろな教科書をつくるという点でございまして、その質的な向上とか、その他よい教科書をつくるという点において、文部省といたしましては、これを検定制というものを通じまして行っておるのであります。

いまの問題は、改定をしようという民間側の方の御要望、それを改定しちやいかぬというか、それとも民間の創意工夫、従来の教科書をつくりました制度に従って民意を尊重すると申しますか、民間の要望を結構ですと言うかしかないんじやないかと思ふんです。しかし、反対をするという点とは、いまの検定制をもとにいたしました著作者の創意というものを、認めるという方針からいたしまして、文部省がそういう申し出を聞いたというだけの段階でありまして、それ以上文部省が意思的な、意欲的な行動というものは断じてしておらないわけでございます。

○勝又武一君 そんなことを大臣お聞きしているんじやありませんか。この教科書の検定をなさったのはいつなんですか。そして中学校の公民の教科

書が使われ始めたのはいつなんですか。検定をなさったのはどなたなんですか。この検定をどなたがなさって、この教科書はいつから使われているんですか。この四月から子供が使っているんです。この四月から中学生が使っているわけでしょう。文部省が、いま大臣が言うように、民間の会社がいまものをつくろうと思つて直すんだからそれは結構な話だと言うなら、文部大臣、文部省が検定をされたりつばな教科書でしよう、検定が済んだばかりですか。その教科書を四月から子供が使っているわけですか。ところが文部省がいま教科書会社からの申し入れを受け入れるということになればどうなりますか。この教科書を全面的に書き直すというのを文部省は受け入れるわけでしょう。どうなるんですか、子供は、心を傷つけられるのはだれなんですか。こんな欠陥商品みたいな教科書をおれたちこれから使うのかというふうに思ふのは、だれなんですか。それを使つて教える教師はどういう気持ちになりますか。

その子供の親がどういう気持ちになりますか。それをいま決めようとしているのが文部省なんですよ。大臣なんですよ。大臣の責任は私は歴史的にきわめて重要だと思ふから、これは放送大学ときわめて重要な関係があると言っているわけですよ。傷つけられた子供の心をどうなさるんですか。そうじゃありませんか。欠陥商品だと銘打たれた教科書をこれから三年間また使うわけですよ。全面改訂をするというところに着々と準備をする教科書を子供たちの方は使うわけですよ。それを使つて教師は教えるわけですよ。文部省の態度いかによつて子供や教師や親の気持ちは一体どうなるんですか。そういうことじゃありませんか、この問題の本質は。

○政府委員(三角哲夫君) 今回のこういう教科書協会側の考えにどういうぐあいに私どもとして対応するか、先ほど来検討すると申し上げておりますけれども、その結果のいかんにかかわらず、いまお話しのように、子供が傷つけられるというやうなことはないと思つておりますし、それから現在

在の教科書が欠陥商品であると、こういうふうな考えには立つておらないのです。

それで、なるほど御指摘のように、中学校の新しい教科書はこの四月から使われておるわけでございますけれども、問題は三年後のことをどうするか。三年後には、先ほど御説明申し上げましたように、また検定ということがあつてござい

ます。その三年後の検定に臨んで、教科書の編集というものは、ことしから会社側としては、あるいは著作者側としては検討に入らなければならぬ。そういうことでございまして、その検討に入るに当たつて、四分の一以内の手直しで済むか、あるいは全面改訂というのはいかに言葉からいふと全部書き直すというふうにも受けとれますし、そういう場合もあると思ひますけれども、四分の一、これは一字さつても一ページという、これはちょっとこういう教科書会社と文部省の間のこれまでの慣行の扱いでございまして、それでカウントして四分の一を超えた場合には、これは新規検定ということ、それを新聞などで全面改訂と、こう書いてございすけれども、その四分の一を超えることになる場合があるかもしれない。その場合に文部省としては受けつけてくれるかどうかということをお聞きしてございまして、これはあくまでも三年後の検定に臨んで、会社側がどういうぐあいにこれから編集の検討に入るかという段階でのお話でございまして、したがつてどのように改訂をして、それを新たに改善を加えて検定を申請してくるかどうかは、これは明年度以降の話になるわけでございます。それでございまして、それは会社側の方針で、改訂検定で現在の教科書を土台にして若干の手直しを加えられても、それでも結構なわけでございます。現在、現在の教科書は私どもが検定をして認めているものでございまして、それでももちろん結構なんです、欠陥商品でも何でもございませ

ん。ただ、発行会社側が常に改良を図つていこうという立場でいろいろ御検討なさつた上で文部省の方に尋ねてきておりますので、これについて

は、私ども、先ほど申し上げましたように、教科書検定の本来の趣旨のつとめて、これを受けとめて検討してみたいと、こういうことでござい

ます。○勝又武一君 一字直しても二字直しても四分の一以内だなんていう詭弁はやめてください。それはそれでしよう。そのとおりでしよう。一字直しても四分の一以内でしよう。しかし、さっき私が聞いたら、局長は知らないというやうな顔をされたけれども、七社のうち六社が全面改訂をやると言つておるわけでしょう。そしてその教科書はことしから使われている教科書でしよう。全然違うもの話じゃないわけですよ。ことしから使われ出した、わざわざ十時間ぐらいしか教室で使つたことのないその教科書を、もういまから、ここからすぐからなければ、執筆しなければ間に合

わぬわけでしょう。来年はもう検定をするというんだから、秋から三月までに書かなきゃならぬわけでしょう。秋から全面改訂を――執筆者が原稿を書き上げようとしている教科書は、この四月から使つておる教科書でしよう。どが私の言つておるのと違つておるんですか。これはそういう答弁でなくつて、はっきりこの点はしてくれませんか。いまの点は全くとおかしんですよ、局長。そんな一字、二字直したら四分の一以内だなんていう、そんな話じゃありませんよ。○政府委員(三角哲夫君) 全面改訂とかあるいは部分改訂とかいう、そういうちよつと理解のしにくい言葉が世上使われておりますので、御説明までに申し上げたわけでございます。どうも勝又委員がわからぬとおつしやる点も私もよくわからないのでございすけれども、この七社のうち六社云々という話も私もよくわかりません。これは、各会社側がこれから検討に入るといふことで、一つの可能性として新規検定の扱いでの検定を申請しなければならぬ会社があつた場合に、これを文部省として受け付けてくれるかと、こういう話でございまして、それがもしよいとなれば、会社側はこれから編集に入るんだらう

と思うんで、その編集の状況によつて四分の一を超えたりか超えないとかいうことが出てくるわけでございますので、七社のうち六社とかいうことは私も聞知しておりません。

○勝又武一君　じゃ、その観点からお聞きしますけれども、学習指導要領の改訂をやったときに全面改訂をやっていますね、これは事実でしょう。

○政府委員(三宅哲生君)　指導要領が新しくなりますと、教科書は全部新しく編集をしていただく、こういう制度でございます。

○勝又武一君　学習指導要領の改訂もなくて、業者の方が四月から使ひ出したばかりの教科書を変えちゃうという事は、まさにこれは文部省がやる学習指導要領改訂の必要性もなくなるということもあり得ますよ。文部省が学習指導要領の改訂をやらなくても、業者の方がどんどんどこどこか権力の強いところや言っているところや言い出したら変えろんだというふうなことになるんじゃないんですか。今度のはそれが事実じゃないんですか。違いますか。学習指導要領の改訂がないのにやられたら、これはまさに法律も政令も無意味、無価値、これはもう存在理由もなくなるんじゃないですか。あえて言えば、大臣が言った教育基本法の十條も、学校教育法も、教科書検定制度も、根拠を揺るがすことになりませんか。

○政府委員(三宅哲生君)　教科書の編集は、これは改めて勝又委員に申し上げる必要はないと存じておりますけれども、あくまで学校教育法、学習指導要領のつとめてやっていたらどうかということでございますので、先ほど私が子供が傷つけられることはないと思うと申し上げましたのは、そんなむちゃなことを教科書会社が考へて改訂するわけではなくて、それは新規検定に属するよう改訂でございまして、あるいは改訂検定に属するよう改訂でございまして、いずれも学習指導要領に即して教科書を記述していただく。さらには、児童の心身の発達段階の度合いに合った

ような状況でよりよいものに改良していただく、こういうことでございますので、それで私は子供が傷つけられるというようなことはあり得ないと申し上げたわけでございます。指導要領はあくまで指導要領としてあるわけでございます。

それから、いま使われたものをすぐ来年から直す、こういう話じゃないんでございまして、あくまで、先ほど来申し上げておりますように、五十九年度から使ひもの、これは採択が三年ごとでございますから、その周期にあわせて検定も三年ごとにとすると、こういうふうになっておりますので、五十九年度から使ひものについてこのごい問題になつておるわけで、ただそれは用意をするのにもうそろそろ取りかからなければならぬ時期に入つておると、これは教科書会社側の教科書をつくる上でのタイミングの問題があるわけでございますので、いかにもこの四月から使ひものを、またすぐそれを取りかえろとか、そういうことではないわけでございます。

○勝又武一君　この公民の教科書を使うのは中学生ですね。幼稚園の子供じゃないわけですか。そして、朝日、毎日、読売等を初めとして、各社は全部これトップ記事でしよう。中学生は新聞を読むわけですよ。何を局長お答えになつておるんですか。また、公民の問題だから、社会科の問題だから、新聞読むのはあたりまえじゃないんですか。その中学生がどう思いますか。来年から使う教科書が、変わった教科書を使うなんて私一言も言っていないよ。三年後の教科書を変えるには、局長がおっしゃつたように五十七年度から検定をやるわけでしょう。だから、ことしの秋から来年三月までに執筆者は原稿を書かなきゃいけないわけだ。そういうことを新聞が報道するわけですか。当然中学生はわかるわけですか。ああ、いまおれが使つておる公民の教科書はもう大学の先生がこの秋から原稿で全面的に書き直している教科書なんだというふうに思ふのはあたりまえじゃないですか。そういう意味で言つたんです。

そこで大臣、先ほどから不当な権力の介入を排除するということを、大臣も教育基本法十條を遵守することとおっしゃつていますけれども、私はいまの状況では不当な権力の介入を排除する決めに手にならない、そういうふうな国民は思ふわけですか。大新聞が報道していることを読んで国民がどう思うかと言へば、やっぱり今度のは公民の教科書といふのは、そういう一部勢力の批判があつて、それがもとで全面的に業者が改訂しちゃつたんだと、文部省や検定制や学習指導要領は確かに局長が言うようにあるけれども、まさにそれは空文化されている、骨抜きにされている、こういうふうに父母も子供も教師も思ふのはあたりまえじゃないか。その点についてのこういう権力の介入排除といふことを、やっぱり文部省さすがにやつた、大臣はやつたといふ決め手ですね、大臣はどうお考えになりますか。

○国務大臣(田中龍夫君)　それは大変なお間違ひじゃないかと思ふんです。と申しますことは、私は冒頭から申し上げておるうちに、いい教科書をつくらうといふのは皆さん方もわれわれも御一緒に考えておるところであります。たとえばもつとよりよい教科書をつくらうという意欲も、これも当然われわれ同じような気持ちで、先生も私も持つておるわけでありまして、それからまた、いま申し上げたように、新聞に書く書かないにかかわらず、実際三年後の作業といたしましては、毎年こういうことが行われておりますので、決して新聞がそれを取り上げていま書いたからどうこう、それからそれを読む生徒さんが、ああ、この教科書は全然見当違いなんだというとは思はずが、ない。むしろ私も、子供のために少しでもいい教科書ができれば、また親御さんが安心して読めるようになつた教科書をつくらう、こういう意図のもとに努力をいたしておるわけでありまして、その点は私は御心配は要らない。だから、指導要領といふものも変わつておるわけではございません。指導要領が根本的に百八十度変わった議論をしたりなんかすればまた別でございますが、一貫して指導要領といふものは現在のものがその

指導の骨子となつておる。その表現なり何なりがもつとよりよく一歩前進しようといふことを、三年後にどうしようかといふことを、出版の著作権を持つておられます方々がお集まりになつて、もつといふ教科書をつくらうじゃないですか、いまのところはこういうところを直してつたらどうでしょう、そのためには、ひとつわれわれは本当にこれからの作業にかかりたいと思ふが、という御了解に私は見えたものと心得ます。そういうことでございましてから御心配はない、かように考えます。

○勝又武一君　いまのような御心配はないということでもおっしゃつておるのと、放送大学もまた全く同じことになるのかというように私は思ひます。放送大学の学問の自由も保障するといふことをおっしゃつておるけれども、やっぱりそれは違つておると、こういうことになりかねませんから、放送大学の審議に入りかねますね、真剣にいまの大臣の態度をもう一度再検討していただかないと、学習指導要領は生きておるわけですね。確かにいつに存在して、私に言つておるの、それが骨抜きにされている、死文化している、空文化されちゃつておるということ、これを強調しているわけですか。

それから、それは具体的に、この公民科の七社の発行部数なりを一部数で言うとおれですか、占有率、シェアで考へてみますと、これは一九八一年度用、本年度用です。東京書籍が四〇・五%、大阪書籍が三三・九%、日本書籍が三三・七%、中教出版が一二・六%、教育出版が九・〇%、清水書院が七・五%、学校図書が二・八%です。これで一〇〇%。こういう七社の発行状況を見ますと、大体私なりにもう想定がついてきますね、これは。しかも、教科書会社が去年全面改定をするには大変な資本投下をしている。つまり相当大きなお金を使つておるわけですね。今度業者がまたすぐやる。いままではこんなにやらなかったわけですよ。全面改定で相当大量のお金を使つて直

す。三年後は四分の一以内だから、局長がおっしゃったように、何字しか直さなかったという場合もあるんですから、大して資本投下は要らないんです。ところが、今度はまたすぐ膨大な資本投下をしなければならぬ。版権も使えなくなる、編集費のコストは膨大に上がっている、こういうようなことを伴う、言ってみればリスクを伴う全面改定です。こういうことを業者の方が自主的にやり出すというについては、常識的には大変私は危惧を持たざるを得ないんです。たとえば、これはすぐに教科書の代金にはね返ってきません。無償化ですから、国民の税金から出るわけですよ、はね上がった分も。こういう常識的に考えられないことが行われて、そして文部省は、いや余りそのことは知らない、業者が自主的にやっていることとです、こういう言い方では国民は納得をしないと思います。

そういう意味で、このいま私が挙げた七社の状況を見ればわかりますように、大変な資本投下をすれば、ますます私はこのうちの寡占化が進んでいく。つまり少ない部数のところはだんだん発行をやめていく。これと広域採択とかかわってくるわけなんです。ですから私は、昨年の三月十四日の予算委員会以来、この広域採択問題をもう執拗に言っているわけなんです。広域採択問題と教科書会社の寡占化がどんどん進んでいる。これに公民科の発行会社がつたか四つになっちゃった、どうなりますか、大臣。そして、文部省がこの学習指導要領の改定もやらなくても業者が自主的にどんどん直します、こう言っているのなら、まさにもう国定教科書と全く変わらない内容になっていくんじゃないですか。そういう心配を大臣はお持ちになりませんか。

○政府委員(三角哲生君) 全面改訂といいますが、全面改訂という言葉がよくわかりませんが、全部書きおろすという場合は当然の全面改訂、それから四分の一をちょっと上回るけれども、それは検定規則の扱い上は新規検定になる、こういうものと両方含めて考えるのであろうと思います。それ

れども、これまでの例で見ても、たとえば昭和三十三年の中学校学習指導要領の改訂に伴いまして三十五年には新規検定のみを受理して、その当時の新規検定受理数は四百四十四点でございました。その四年後、この当時の四年後はいまの三年後に当たると思いますが、その際は新規検定が三百七十九点出ておりまして、改訂検定は四十二点でございまして、それから、その次の四十二年になりましたと、やはり新規検定が百五十七点出ておりまして、改訂検定が四十三点出ております。それから四十五年は、これは指導要領の改訂がございましたので、新規検定のみでございまして、したがってその後、先ほども申し上げましたように、四十八年当時は高等学校の関係がふくそうして、改訂検定のみ百四十八点、こういう状況になっておるわけでございます。これはそういう過去の例から見られますように、発行会社としては新規検定の扱いによりまして改良ということとはそれなりにこれまででもやられてきたこととございまして、そのところはやはり、教科書の発行をする方々も会社でございまして、教科書のこのところの資本投下の合理性等は御自分で考えてやっていたということと、そのために不必要にコストがかかるということに直ちに繋がらないであらう、こういうふうに思うのでござい

ます。寡占化とか何とかという話でございすけれども、これは私も私としては、教科書がこの内容でいろいろな特色なり多様性を発揮していただいて、何種類かの教科書がいい意味の競争という形で存在し、ずっと続いていくというものが望ましいと思っておりますけれども、ただ私どもの立場からこれをどうこうということではございません。あくまでも学習指導要領に基づきまして、良識の上に立つた適正な教科書がございすように、学習指導要領を基本にして適切な検定に努力をしていきたい、こういうふうに思っているの

でございまして、それが国定化につながるか、そういうふうなことは毛頭ないというふうに思うのでございます。

のでございます。

○勝又武一君 一部改訂の場合と全面改訂の場合でコストが膨大に違うということは、これはまさにあたりまえじゃないんですか。そんなことまで一々議論させないでください。

もう一つ、いまお話しになりましたように、申し入れを受け入れるかどうか、まだ検討するということだそうでありまして、まさにいま文部省がこの教育の中立性を本当に守るという気持ちがあるならば、局長と大臣、聞いてください。本当にそういう決意があれば、学習指導要領の改訂があったときに四分の一以上の全面改訂を認めているわけですから、今回は学習指導要領の改訂はないわけですから、四分の一以内の部分改訂にとどめる、それ以上のものは一切認めない、申し入れは受け付けない、こういう毅然たる態度を私はとるべきだと、こう考えますけれども、いかがですか。

○政府委員(三角哲生君) 私どもは、こういう要望が来ておりますので、これについて先ほど来申し上げておきますように、よく話を聞いて、そして慎重に検討したい、こう思っておりますけれども、あくまでも制度の仕組みとしては、先ほど来申し上げておりますように、三年ごとの検定には新規検定と改訂検定と両方出される前提がございまして、その前提の上でやはり考えなければならぬのであろうと思っております。そして会社によりまして、現在の教科書、これは検定済みのものでございまして、これをそのまま発行されてももちろん結構でございまして、それから非常に部分的な改訂をなさるということも結構でございまして、ただそこで、先ほど来申し上げておりますように、場合によっては四分の一以上にわたる改訂になった場合にこれを受け付けてくれるかどうか、こういうことでございまして、これについて私どもは、検定制度全体の基本に立って検討し、考えてみたい、こういうことでございまして。

○勝又武一君 これは大臣にも特に要求をしておきますけれども、きょうは放送大学の学問の自由

ということ、大臣が主張したように、本当に認めるということが大前提ですから、その機運はきわめていまこの客観状況の中で強いので、あえて関連しているお聞きをしたわけです。ですから、きょうはこれで教科書問題は打ち切りかもしれませんが、今度、私たちは、文部省の態度いかにかわらず、少なくとも関係の方々に参考人としておいでをいただいて、この問題については明確にする機会をぜひこの文教委員会として考えていただきたいということを先ほど理事会で申し上げたわけですから、その中でいま出たような諸問題について明らかにしてまいりまして、私はあえて再度強調しますけれども、学習指導要領の改訂がない以上、四分の一以上の全面的な改訂というのは一切受け付けるべきでない、この点については徹底して文部省と議論をしてまいりたいというふうに考えますので、申し上げておきます。

○国務大臣(田中龍夫君) 勝又委員の御見解も拝聴いたしました。

なお、私最初から申し上げておりますように、われわれは子供さんのために少しでもいい教材、少しでもいい教科書をつくらう、この点におきましては本当に誠心誠意、今後ともに努力をいたしてまいりてございまして、勝又委員も、ともどもにどうぞひとつ御協力をお願いいたします。

○勝又武一君 それでは、本論の放送大学の管理運営機構の問題について二、三お聞きをしたいと思います。

私は、学校法人の場合と放送大学学園の場合と、きわめてこの状況が違うという点が理解ができません。たとえば民法で言う財団法人の場合、あるいは特に学校法人ですね。一例を挙げますと、私立の小規模の幼稚園、学校法人の場合、この場合でも全部理事は四人以上、監事二人以上です。つまり、それだけ保証しているわけです。ところが、今度の放送大学の方は、理事の数は四人以内でしよう。監事は二人以内、二人以内ということは、一人でもあり得るということでしょう。

ら。監事が一人で理事が四人以内というんだから、三人ということもあり得るわけでしょう。放送大学学園と私立の学校法人の幼稚園と比べて、何で一体こんなにまで理事の数にまず差がなければいけないのか。

○政府委員(宮地貫一君) 放送大学学園法案の方では、第八条の規定で「理事四人以内及び監事二人以内を置く。」と書いてございますが、なお第二項といたしまして「役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。」という規定があるわけでございます。したがって私ども、私立学校法の条文の規定と比べましてこの放送大学学園法案の役員数が非常に少なく、均衡を失うというぐあいには必ずしも考へていないものでございます。

○勝又武一君 局長、そんなことはありませんよ。これ以内でしよう。理事四人以内、非常勤の方も以内でしよう。そうすれば、いま一般的に私立の学校法人の幼稚園も、大体理事が平均して七人程度はもうどんな小っちゃいところでもおられますね。

それから、もう一つ私がお聞きしたいのは、理事の選出です。これも非常に違うでしょう。学校法人の場合だって、民法の財団法人の場合でも、当然民主的な評議員の中から理事が選ばれるとか、その選ばれた理事には代表権が与えられているとか、理事会を構成しているとか、理事長は少なくとも理事会の決定に反したことを簡単に勝手にやれるという状況はさらさらございせんね。ところが、放送大学学園の方はいかがですか。これは大臣、理事長はあなたが任命するわけですね。文部大臣が任命するわけです。そうして理事の方は、理事長が文部大臣の認可を受けて任命するんですよ。こんな理事の選出の仕方が財団法人や学校法人の場合にございすか、あつたらお聞かせください。

○政府委員(宮地貫一君) 放送大学学園法案が、いわゆる特殊法人ということで、この特殊法人が大学を設置するという仕組みで御提案を申し上げ

ておるわけでございます。その特殊法人といたしまして理由につきましては、もうすでに何度か御質疑をいたしておきまして、るる御説明をいたしておるわけでございます。

そこで、特殊法人の役員の任命の仕方といたしましては、特殊法人の通例の形というものを私どももとったわけでございます。文部省所管の特殊法人というのはほかに九法人あるわけでございますけれども、役員の任命の仕方といたしましては、ほぼそういう形に合わせた任命ということをしてきたわけでございます。

○勝又武一君 そういうことをお聞きしているんじゃないやございせん。こういうような選出をやっていると、ところがございすかと聞いたんです。ないわけですよ。ない理由というのには特殊法人だからと、こういうことでしょうか。

もう一つお聞きしますけど、全くひどいですよ、それは。特殊法人であろうが、私はやっぱり大学なんですからね、放送大学なんだから、少なくとも他の学校法人なり民法で言う財団法人なりと同じような民主的な選出方法をとるべきだと、こういう立場でお聞きしているわけですよ。

それから、全くこれも奇異に感じられますけど、一体この場合の理事の選出母体というのはどうなるんですか。こういうことも普通ならば規定するのが大臣、あたりまえです。常識的に、どこから出すんだというのを規定するのがあたりまえじゃないですか。ところが、これは何ら法的には明文化されていないわけでしょう。まさに無条件ですよ。文部大臣が理事長を決めます。理事長は文部大臣の承認を得て理事を決めるといふんです。それも、四人以内と非常勤の理事でしよう。まさに生殺与奪の権を持っていられしやうじゃないですか。一体、そんな非民主的なやり方がございすか。なぜ選出母体をお決めにならな

いんですか。この点はいかがですか。

○政府委員(宮地貫一君) 先ほどの御答弁の繰り返しになりますが、特殊法人としての役員の選任ということについて規定をいたしておるわけござ

います。もちろん、この放送大学学園が放送大学を設置する、その放送大学の学長以下の教員に關します人事につきましては、大学みずからが選任をし、たとえば学長の選任につきましても、評議会の議に基づいて、理事長の申し出に基づいて文部大臣が任命するといふ点を確保してあるわけでございます。私どももいたしましては、放送大学学園という特殊法人が設置をいたします大学

の教員組織について、教員組織の学長以下の選任についてはそれぞれ非常に拘束力の強い「議に基づいて」という形でその点が確保されているというぐあいに考えております。

もちろん、これはまあ直接の対比にはならないかもしれませんが、国立大学の学長もこれは文部大臣が任命をいたしておるわけでございますけれども、もちろんその学長の任命につきましてもそれぞれ選考機関の申し出に基づいて行うという形を受けておるわけでございます。したがって、私どももいたしましては、特殊法人の役員の選任については、ただいま申しましたように特殊法人としての役員の任命の通例の形をとっておるわけでございます。学長以下の教員組織の場合

は、もちろんただいま申し上げたような形で任命が行われておるわけで、そういう意味でこの放送大学の大学の自治でございますとか、学問の自由の確保でございますとか、そういう点については十分配慮をした規定というものを定めておると、かように考えております。

○勝又武一君 そうしますと、私学の評議員会とこの放送大学のたとえば運営審議会を比較をして考えてみます。そうしますと、局長、お聞きしますけれど、この運営審議会の委員の選出母体というのは法的に明らかにしておりますか。

○政府委員(宮地貫一君) 運営審議会につきましては、すでにお尋ねもございましたが、二十人以上の委員で組織する。」というのを書いてございまして、具体的にはもちろん学識経験者並びにこの放送大学を利用する人たちの意見を反映されるような仕組みというものは、事柄としては、

そういう組織を設けた趣旨からいたしまして、当然考えられるところでございます。たとえて申しますと、大学の関係者でございますとか、また放送教育関係の学識経験者とかあるいは放送事業関係者、社会教育の関係者でございますとか、そういう広い範囲から運営審議会の委員というものは選ばれるべき事柄でございまして、そういう意味では、当然に学識経験者並びに——むしろこの大学を利用する側の人たちの代表と申しますか、そういう意見が反映されるようなことも考慮して構成というものを考えるべきものであらうと、かように考えております。

○勝又武一君 私がこの問題をあえてお聞きしているのは、同僚の本岡委員もこの点は再三強調してお聞きをして、局長の答弁も非常にまだ不明確だったんですよ。というのは、委員会審議というの、私はどうしてもそうなると思ふんです。やっぱりそういうところにある程度止揚される問題があつていいと思ふんです。ところが学園がで、大学ができれば一人歩きをするわけですから、参議院文教委員会の四月二十八日の審議においてだれの

にどう答えてどうだったなというところはあんまり生きなくなる可能性もあります。そこで私は、やはりいまの局長の答弁というのを明確に、やっぱり選出母体というのには相当具体的に定まっているんですから、特に受講者の点を十分加味した答弁すべきだと思ふに思ふ。しかしその点は、もし議案修正等いろいろ技術的な問題等もあれば、譲りに譲つても具体的な規定なり、そういうことを明文化すべきだと。ただ委員会における局長答弁で済ませないで、そう考えますけれども、いかがですか。

○政府委員(宮地貫一君) ただいま申し上げましたような点につきましては、具体的に法文の形でどういう形を書くかということになりますと、どういう範囲から選ぶか、何を明示するかといううな点で、表現として大要的確に表現することが

むずかしい点もございます。その点は、私どももいたしましては、十分広い範囲から選ぶことは当然のことでございます。この委員会での審議を受けて、この放送大学学園の実際の運営においてその事柄を反映していくという方向でお願いをいたしたいと、かように考えております。

○勝又武一君 あえてそのことをお聞きするのは、たとえば評議員会等は過半数で議事を決定するといふようなことが書いてありますね。つまり明文化されているわけです。ところがこの放送大学の場合の運営審議会には何らそういう言葉がなない。ただ意見を聞いておく。それから後は、じゃ理事会で決めるか、理事会じゃないんです。理事会の権限も決まっていないんです。理事長が一人で決めるということになりかねないからお聞きをされているわけです。当然この運営審議会の中での議決の仕方なども明確にすべきじゃないか。理事会の権限についても明らかにすべきじゃないか。理事長一人がやれるというような権能については、私はもう抜本的にこれ変えなければ、とてもじゃありませんけれど、先ほどから言っている教科書問題等の関連からいけば、全くこれ心配になつてくる。そういう点で、これらについて検討される意図はございますか。

○政府委員(宮地實一君) 役員の構成の形で、理事会の問題についてはすでに理事会という形をとっていない、事実上もちろんそういうことは実際の運営としてはあり得る事柄とは思いますが、少なくとも、法文の形として理事会という組織をとらないことについては、すでに御質疑がございましてお答えをしたわけでございます。

ただいま運営審議会の点についてお尋ねがあつたわけでございますけれども、運営審議会はこの法人にとりまして非常に大事な機関と私どもも考えておりますが、具体的には、理事長の諮問に應じて、学園の業務の運営に関する重要事項について審議をする機関でございます。したがつてたとえば、それが議決をするに際しての要件というようなものを法律に書くべきかどうか、それにつ

いは、私どもとしては具体的な運営については運営審議会にお任せをするというような形でございますとか、極力そういう点で——どこまで法文文法に書くかという、そういう点は確かに御指摘のようにございますけれども、私どもとしては、この具体的な運営につきましては、この法人なりあるいはまた審議会の審議に言え、運営審議会自身にお任せをする方がむしろ望ましいのではな

いかとかように考えている次第でございます。
○勝又武一君 国立大学と放送大学における教授会の比較についてはすでにいろいろと議論がされておりますね。ですから、その点は私なりに理解できる一面もありますけれど、一番わからない点では、国立大学の場合にはこの教授会の権限というのが非常に明らかになっておりますね。ところが放送大学の場合には、教授会の権限というものとそれからこの教員会議、こういう答弁をされていきますね。各地にある学習センターなりここの客員教授も含めて、事柄に応じて教員会議を構成して運営をしていく、こういうことを言っておりますから、大学の教授会とこの教員会議との関係というのは非常にまだ不明確ですね、いままでの答弁では。

それからもう一つは、放送大学の評議会と教授会との関係です。ここが非常に一番重要だと思えますけれど、国立大学の場合における教育公務員特例法の適用を受けている問題と放送大学の場合の教授会が、まさに人事に関しては評議会に権限が移っている問題、ここがやっぱり一番のポイントだと思うんですね。この点については再考慮されるというお気持ちはありませんか。

○政府委員(宮地實一君) それらの点については從來からいろいろと御質疑をいただいておりまして、この法案についての考え方についてはるる御説明をしてきておるわけでございます。実際の放送大学におきます教授会の運営の仕方というようなものについては、この放送大学の教授会自身がお決めになる事柄、そしてただいま御指摘の点は、たとえば学習センターなら学習センターでど

ういう取り組みになるのが、具体的教育の中心に
関します事柄については、もちろん教官組織が責
任を持つことは当然のことでございますして、学
習センターの運営のあり方でございますとか、そ
うふうな事柄について、個々の学習センターに
おいて、そこで教官の方々の――御指摘の点で
は教官会議というぐあいに申し上げたかと思ひ
ますが、実際の教学面でどういふような組織で

考えていくべきか、その点は正直申しまして、この放送大学というものが、勝又先生も御指摘のように全く新しい組織のものであり、新しい大学としてスタートをすることになるわけでございます。私どもは、既存の国立大学等において確保されております大学の自治なり学問の自由の確保、保障ということについては、最大限配慮をした規定で対応しておるつもりでございます。具体の教授会の運営のあり方、そして特に教育面での具体の対応の仕方については、それぞれ、この大学の中でおきます教官組織におきまして最もふさわしい方法というものを大学みずからがお決めになっていくと、そしてそういうものがこの大学の中で、積み重ねられていくということによりまして、ただいま御指摘のようなものが生まれてくることを私どもとしては期待もいたしておりますし、具体にこの放送大学学園法案の中身におきまして、大学の内部組織のところについて、これ以上の規定というものはむしろ置かない方が適切ではないかかと、かように考えた次第でございます。

○勝又武一君 評議會が人事権を持っている問題について、やっぱり私は再検討をすべきだと思ひます。たとえば国立大学における教授会が果たしていた役割りなり権限というものが、相当人事権が評議會に移っていますね。移つてるでしょう。移つているとすれば、教授会の構成員であつたような助教授とか、助手とか、いろいろそういう人たちの意見も反映するシステムがなければ民主的でないでしょう。そうならないでしょう。だから、私が言う意味は、評議會の構成などについてもそういう意味で再検討しないと首尾一貫しな

いんじゃないか。これは再検討なさるお気持ちがありますか。

○政府委員（宮地眞一君） 教授会の構成につきましては、いまも申しましたように、具体的にこの教授会の持ち方といいますが、どういう構成でどういう運営をするかということは教授会みずからが決めになった方がより適切ではないかと、かように考えている次第でございます。

御指図の点は、この放送大学学園で評議会の組織を設けておる、この点はすでに何度か御質疑がございました。お答えをその都度いたしておるわけでございますけれども、やはり放送大学学園の全体の教官組織の複雑性等というように、に着目をしたしまして、運営に関する重要事項を審議し、教官、学長の人事に関する事項を所掌する機関として評議会を置くという形を御説明をしておるわけでございます。しかしながら、この評議会の組織にいたしても、教授をもって講成員としておるわけでございまして、大学の教学組織が、人事でございまして、学長を頂点とする教員組織についてみずからお決めることになる仕組みというものを確保してあるという点では、私ども、その大学の自治の基本になりますところは確保されていると、かように考えております。したがって、たとえば助教教授以下の方々の意見の反映をする具体の仕組みをどうするかということは、大学みずからそれぞれお考えになった上で当然にそれらの点も検討をされることであるかと思ひますけれども、この法文の中でそういうことを書くことは必ずしも適切でない、かように考えております。

○勝又武一君 そんなことはないんです。やっばり私は評議会のこの構成ということについては、ぜひ再検討いただきたい。そうでなければ、さつきから幾つかお聞きしていますように、特殊法人とした意味合いがとても理解できないし、賛成できません。

もう一つ別の観点から特殊法人とした理由をお聞きしたいわけですが、私は率直に言つて、

いままでの答弁をお聞きしていると、管理運営上、非常に都合がいいから特殊法人にしたいんだって、いうようにしか理解できないわけですね。そこで、もう一つの議論は、衆議院の文教委員会の議事録を読みますと、こういう点があるわけですね。カリキュラム編成権を大学が持っている、で、放送局が番組編成権を持っている、この二つが衝突する場合がある、そうすると困るから、大学と放送局とが異なっているよりは、大学と放送局とを一つの法人とするとそれがうまくいくんだと、まあこういうような表現のところがございまして、そういう点で、その辺が大学と放送局とを一つの法人にしたと、それがまあ特殊法人だと、こういうふうにお考えになったのか、いやそんなことじゃないと、それは必ずの勘ぐりだと、もつとこういう理由で特殊法人にしたいんだというんならいうんで、この辺もう一つ明らかにしてくれませんか。どうもその辺が釈然としないんです。

○政府委員(宮地眞一君) その点は衆議院の段階におきましていろいろ御議論がございまして、特に、放送教育に関する小委員会が設けられました、その小委員会報告でも、放送大学というものの持ち方としてどういう形が適切かということについてはいろいろ御議論をいただいたわけでございます。その点は勝又先生御指摘の点がまさにこの特殊法人という形をとった理由でございまして、ほかにそれ以外の考え方というものはございせん。

○勝又武一君 こうあるんですね。一つの法人の中の内部問題として処理できるとか、両者、つまりカリキュラム編成権と番組編成権ですね、その両者の調整問題が出たときは同一主体ならうまくできると、こういう表現が散見できます。

そこでお聞きしたいのは、この特殊法人である放送学園の最終意思決定機関というのはどこなんですか。教授会なんですか、評議会なんですか、理事会なんですか。それとも、最終決定権を持っているのはたった一人、理事長だけなんですか。法的にどうなんですか。

○政府委員(宮地眞一君) 放送大学学園という特殊法人につきましては理事長が代表するわけでございしますが、もちろん大学の教育に関しまして学長が学長として権限なり責任を持って処理をするという事柄は、教学面については基本的には学長が代表して処理をするということになるわけでございします。

○勝又武一君 私の言っているのは、その両者の調整がうまくいかなかった場合にだれが一体調整をするんだと。主体が一緒だからうまくできるんだという文部省の答弁は、それは理事長が最終決定権限を持っているからうまくいくんだというように理解するしかないんじゃないか、そう逆に聞きしているんです。

○政府委員(宮地眞一君) その点は、たとえば具体の一つの例として申しますと、放送局の設置主体と学校の設置主体とが別のものであったときにどうなるのかということがございまして、設置主体が別の場合には、ただいま御指摘のようなカリキュラムの編成権と、放送事業者が持つております放送番組編成権をそれぞれ別個の主体が持つておこなうわけでございまして、別個の主体の間でその調整がつかない場合にどう対応するかという大変困難な事態が生ずる。それに基づいて、私もとしましてはこれを一つの特殊法人という形で置いたわけでございします。この場合には、もちろん具体の放送番組の問題とそれから教学組織の問題とは、この実際の具体の姿という点で申し上げますと、コースチームのようなものが設けられまして、教育の中身の点と、実際にそれを具体的にどのように放送をしていくかという点、両者が一つのチームで編成をされまして、そこで具体の番組というものがつくられていくことになるわけでございしますから、そういう組織をつくっていくことによりまして、その点は私もとしては調整が可能なものかと、かように考えております。

○勝又武一君 これは、大学局長も井上企画官も御一緒に、NHKにも行きましてよくお聞きになっていると思いますが、二十三日でしたか、NHK

Kの場合には、カリキュラム編成権と番組編成権とがうまく調和をしているんだという言い方をしておりましたね。ですから私は、特殊法人という法人が一つの主体に、一つにしてなければこの調整がうまくいかないというのではないと思うんです。二つだつてうまくいくと、やろうと思えば同じことだ、こういうふうにも思うわけです。

そういう立場に立つてお聞きするのですが、いろいろ御質問をしてみたいように、特殊法人ということは私は非常に問題が多い。そこで、この放送大学をいわゆる国立学校設置法に基づく国立大学にしたらどうか。そうすれば、いま私が言っていたような矛盾とか疑問点とか問題点はほとんどが解消してしまふわけです。一体特殊法人としなくてはいけない理由——これはさつき局長から出ましたよね、一つの主体なら調整できるんだという。しかし、私はそうでなくとも、別な主体でもできるんですから、そういう意味からいけば、なぜ国立大学にしたらいけないのか、この積極的なできない理由というのはございしますか。

○政府委員(宮地眞一君) その点は先ほども簡単にお答えをしたわけでございしますが、実は放送大学の設置形態をどうするかということは大変いろいろと長い経緯で検討されてきたわけでございします。

御指摘の放送大学を国立大学で設置してはどうかというお話でございしますが、私も私どもとしては、放送大学を国立大学として、その大学が放送局を開設するということができれば、もちろんそういうことで、私も私どもとしては——私も私どもといいますが、文部省といたしましては、そういう形で行われれば、それはその一つのあり方であらうというぐあいに考えておるわけでございします。しかしながら、その点については、放送事業については国がみずから放送を行うことはしないというたてまえで至っておるというふうな経緯がございまして、国立大学におきまして、放送局と一体のものとして放送大学を設置するというこ

とはそういう点から難点があるということで実現を見なかつたという経緯がございします。

○勝又武一君 これは後でお聞きをしようと思つてはいるんですが、放送局については国が持たないでNHKにお任せしたらどうか。だから、放送の方はNHK、大学は国立大学、こういうことは考えられるんじゃないですか。ちょうどいま電波監理局長お帰りになりましたけれども、NHKの方は後でお聞きしますけれども、そういう前提に立つてこの特殊法人を国立大学とするということではできるんじゃないでしょうか。それができない理由があったらお聞かせください。

○政府委員(宮地眞一君) 従来、この放送大学の検討の経緯というのは、先ほど最初にお尋ねがございましたように大変長い経緯を経ておるわけでございまして、この放送大学の構想を検討いたします段階におきまして、放送の実施形態をどうするかというふうなことももちろん検討されてきたわけでございします。

その途中の経過におきまして、NHKの方で放送部門について積極的な対応をいたしておった時期もあったわけでございします。しかしながら、実際に放送大学の設置に關します調査研究會議において種々検討が重ねられました結果、大学の教育研究の自由と放送事業者の番組編集の自由との調和を図るという観点から、放送大学の教育内容をNHKの電波を利用して放送するということには無理があるという判断がなされまして、放送と大学とを一体のものとして設置主体というものを考えるべきであるという結論に達したわけでございします。

その後、国立大学方式、私立大学方式、いろいろ考えられたわけでございしますけれども、最終的な結論として特殊法人という形という結論に至つておるわけでございします。

○勝又武一君 ですから大臣ね、問題を明らかにしますと、局長のおっしゃったような経緯があった。しかし、前提として、放送についてはNHKということに仮になったとすれば、この特殊法人

をやめてこの大学は国立大学並みにしてよろしいと、こういうことになるというふうに私はいま局長の答弁を理解しておきます。それには支障はないと、こういうことですね。放送局の方は、放送関係はNHKが担当するということになるということを前提にしておきます。前提にしたら、この大学を特殊法人とするということをやめて、国立大学並みにしても余り矛盾はないし、問題点は起きてこない、こういうように私としては理解をして次の問題に移りたいと思います。

そこで、次にお聞きしたいのは、放送大学と教育の機会均等の問題です。機会均等ということについては、私はやっぱり憲法上の基本問題ですから、文部大臣もまさにこれは何よりも優先して尊重をなさるというように理解をしますけれども、いかがでしょうか、大臣。

○国務大臣(田中龍夫君) その点は従来から非常に経過のある問題でございまして、いままで局長からも御説明もいたしたわけでございまして、同時にまた郵政省との関連その他、いままでの経過のさらに詳細な点は政府委員からお答えいただきます。

○政府委員(宮地貫一君) 教育の機会均等が確保されなければならないのは当然のこととございまして、それらについては、今後の計画を進めるに際して、そういう趣旨が確保されるような方向で努力いたしたい、かように考えております。

○勝又武一君 放送大学につきましても当然教育の機会均等は尊重されるべきだということで、全くそのとおり。

ただ、いつから機会均等されるのかと。いまの文部省の放送大学設立計画によれば、たしか全国ネットワークになるのはあとこれから数年ですか、十五、六年たないといふとこれじゃありませんか。しかも巨額な、国費は一十億を超えるわけですね。そしてまた毎年何百億というお金がかかる。その場合に、私は前提条件が要ると思います。放送衛星も上がらないし、東京タワーからやるから東京周辺しかできないんだという、そう

いう東京タワーを使うからそうだという事になりますから、もし放送局を別の手段で考えたと仮定した場合に、東京周辺よりは、もっとこの放送大学を望んでいる地域の方をこそ優先をすべきだ。——できればですよ。前提条件つけますよ。つまり、いまの大学は東京周辺と大阪周辺で半分以上そこに密集しているわけですよ。そして北海道とか東北とか中国とか四国とか九州とか、非常に放送大学を望んでいる国民にこたえるためには、その放送さえできるなら、東京タワーを使わないで、別の方法で放送ができるならば、そういう地域からこそ始めるべきだと、こういうふうに考える点については大臣も御賛成をいただけるわけですね。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいま先生御自身も一つの仮定としておっしゃいましたが、事実問題といたしまして、やはり現実には、まず東京の周辺を先に施行して、そうしていろいろな実務上の、今日までもセンターでずいぶん検討はいたしておるにいたしまして、実施の上から言って、いろいろな参考になるデータをとって、それから一歩一歩進めていくというのが普通道ではないかと。いまお話しのように、宇宙衛星とまではいきませんにいたしまして、他地域でもって望んでおる者がさらにあるじゃないかということと仮定としておっしゃいましたが、実際問題といたしますと、この方法以外にはないといったような私は気持ちがいいたします。

○勝又武一君 なぜ私がこういうことを申し上げるかというと、当委員会といたしまして四月の二十三日にNHK、テレビ朝日と、それから開発センターの方の意見等も聴取をしたわけです。そしてまた、日大の通信教育等も勉強をしてみました。局長も井上企画官も御一緒でした。そういう中で、私はやはりNHKのいまの実情にあって、それからNHKがいまやっている高校の放送学園等の状況などもお聞きをしたり大学講座等も見たりする中で、いままで検討していた経過の中で、NHKが担当することが好ましくないな

り、あるいはNHKが担当し得ないというふうないろいろな問題点が解消をできています。そして、いまやNHKがこの放送部門を担当したら困るといふような条件は減ってきている。だから、NHKがやるという前提に立てば、東京周辺でやるよりははるかに教育の機会均等という点からいけばよろしいんじゃないか、こういうふうにお聞きをされているわけです。この点はどうでしょう。

○政府委員(宮地貫一君) 先ほど来、特殊法人でこの大学というものを設置しなければならぬ理由という点については、従来の長い検討結果を経た結論ということで申し上げたわけでございます。

私も、いま御指摘の点で申し上げますと、たとえばNHKは高等学校はお持ちになっておるわけでございますけれども、NHK自身が大学をお持ちになるといふお考えがあるというぐあいには私も何とてないわけでございます。したがって、正規の大学としてこの放送大学を実施する形といたしましては、この特殊法人の現在御提案申し上げておる形以外には考えられないという、結論としてはそういう結論に達しておるわけでございます。

ただ、実際の実務上、従来NHKが、学校放送と申しますか、そういう点で長い経験なり技術というものをもちになつていて、それらの点については、私も具体的にこれから放送大学が電波を出すという段階において、従来のNHKの経験なり技術なり、そういうようなものについては具体的に御協力をいただくような対応というものは必要であろうと、かように考えておりますけれども、大学の設置主体としてはやはり御提案申し上げておりますこの放送大学学園という形で大学と放送局とを合わせ持つ形で進めていくという以外には方法はないというのが——それは長い経緯を経たものでございまして、政府としてはそういう考え方で、郵政省初関係省庁とも協議の結果、そういう結論を得て御提案を申し上げます。

○勝又武一君 先ほど冒頭にお聞きしましたように、十数年にわたつていろいろの問題があつて、参議院では十二時間質疑したわけですが、まだこれだけの皆さんの問題がある。問題がなければ結構なんです。問題があるから、問題のところをどう直したいかという私は前向きな姿勢で申し上げているつもりなんです。そういう意味で、局長はもうん政府原案に固執されておりますけれども、私が聞いている意味は、大学はNHKで持てと言つてゐるんじゃないわけですか。大学の方は国立大学にしたらいいかですか、放送局の方はNHKにお任せになったらいいかですかと、これで何かNHKに任せたらいい問題があるんですかと、こうお聞きをされているわけですよ。ところが具体的に、いやもういままでの経緯で特殊法人一つしかないんですというなら、まさにもう問答無用ということになつてちやいやすよね。だからはっきり、いやそれはこういう理由でだめなんだということがあつたらおっしゃってください。

それから電波監理局長、十一時半までお待ちいたして恐縮だったんですけれども、ちょうど教科書問題があつて、ずれちゃつて恐縮でしたけれども、大学の方は国立大学にすると、そして放送の方はNHKに委任すると、こういうふうに考えた場合に、郵政の方で電波のそういう関係からもう絶対それはだめだという何か根拠があつたらお聞かせください。

○説明員(宮田健郎君) 現行の放送法制では番組の編集の自由を持たない放送事業者というのは一切認めておりません。したがって、NHKが放送事業を事実上委託されるといふにしても放送番組編成権を持たない形の放送事業だけの受託ということとは、これは放送法制上あり得ないことになりました。したがって、先ほど文部省の大学局長の方から答弁がありましたように、番組編成権の問題と大学学問の自由、大学の自治という問題を考慮した場合、御提案しておるような学國法という形になっておるような次第でございます。

○勝又武一君 NHKに番組編成権を持たせま
す、そしてカリキュラムの編成権は大学にありま
す、その両者の調整についてはいままでのNH
Kの経験からいっても両者の調整をうまくやっ
てまいりました、こういうNHKの経験も、四月
の二十三日に文教委員会が現地へ行って、NHK
のその専門の方々から聞いてきていくわけです
ですから、いまあなたの答弁のうちの、NHKに
法的にも番組編成権は持たせま、それから大
学がカリキュラム編成権を持ちま、両者の調整
は問題なく処理してまいります、こういう前提に
立った場合に、NHKが大学の放送を担当する
ということについて何かそれ以外に困る理由があ
りますか。

○説明員(富田徹郎君) その場合、いま先生が御
説明になりましたように、学園の、大学の自治と
いうものを番組編成権の自由というものが侵し
はれないかという危惧は当然あるわけでありま
す。これは再三にわたってわが方も答弁してき
たところでありま、そういうような観点からのみ
事実にできないことではないだろうかという趣旨で
ございませ。

○勝又武一君 そうしますと、その問題さえ明確
になれば郵政としては問題はないと、文部省の方
もその問題が非常に問題だったということであ
ら。そしてこの間、四月二十三日にNHKに行
たら、NHKの実験講座なり大学講座ではそのこ
とは、何というんですか、処理をしまし
た、こういう経験も語っているわけであ
ら、これはいまわが党としても検討中ですが、
連休明けには、そういう内容を持った法案提出の
準備も、きょうの皆さんの答弁にかんよって検
討してまいらうということ準備中です。です
から、特に申し上げま、一つは国立大学にする
ということ、特殊法人が持つていたことか
るいろいろの心配ですね、これは多くの皆さんが
この十二時間の中で提起をされた疑問点という
は大幅に解消されていく、それから、NHKに任
せ、担当させるということによって、先ほどから

言っています国が特殊法人という形で放送までを
持つということからくる国民の思想統制のおそれ
ということを除く。あるいは、いままでの
NHKが持つていたローカル局を利用しての地域
性、あるいは全国放送網を持つていくというこ
とからくる教育の機会均等という意味での全国ネ
ットワーク、こういう点も解決をしていく。困るの
はただ一つ、番組編成権とカリキュラム編成権の
衝突した場合にどう調整するかという、その問題
たつた一つにあとはかわつてくるんです。ここ
さえ解決するということになれば、私はこれだけ
議論を尽くしてきた放送大学というものが、何とい
うんでしようか、相当歩み寄つた形であらうと思
う、再度一歩進めて、文部省としてはその点につ
いて検討なさるというお気持ちでございませ

○説明員(富田徹郎君) 先ほどの答弁が言葉足ら
ずでございませ、補足させていただきます
が、カリキュラム編成権、大学の自治といったも
の、番組編成権の自由の衝突のみが問題ではな
く、そういう積極的な意味じゃなく、消極的に
NHKに放送大学の業務を担当してもらうとい
たしまして、現実の問題ではかなり経済的な意
味における効率性があるのかという問題も絡むか
と思ひますが、NHKは現在のところ、確かにテ
レビジョン二系統の全国ネットワークの放送を運
用しておりますが、放送大学を担当する形でその
テレビジョン放送番組の量を減らすわけにはい
かない。とすれば、新たに全国的なテレビジョン
一系統のネットワークとFMの一系統のネットワ
ークを用意しなければいけませんという問題があ
る。NHKの技術を借りるという意味ではやや効率的
になる面があるかもしれませんが、いづれ
にしろ放送設備的には全く新たなものを建設しな
ければならぬという意味で、それはどの経済性
というのとは出ないというふうにわれわれは考
えております。これは、NHKが行うにしろ、放送大
学学園が行うにしろ、ほぼ同様の経費が将来にお

いても必要だというふうに考えております。

○勝又武一君 私は、郵政については全くの素人
ですから間違つていたらお教えいただきたいと思
ひますが、そうなんですよ、かね。放送大学とい
う特殊法人が放送局を持つためにいろいろ試算を
して五十年十二月のデータを直したのが、何かに
七割を掛けて、消費者物価指数だけを掛けてやり
直したという、まあそのデータもきめてござん
だという指摘があつたんですが、それは別にし
ても、この放送大学をつくるために投下資本が一
億以上かかるわけですよ。それからまた、毎年の
経費がかかるわけですよ。そのことと比較をしま
したら、NHKがやる方がはるかに少なくて済むんじ
やないですか。私は素人ですけどもそう思います
けれども、特殊法人であるこの放送大学が、いま
からそういうものの費用を全部持つてやるのと、
NHKがやるのと、どっちが費用がかからないか
といった、NHKがやる方がはるかにからな
いんじゃないですか。

○説明員(富田徹郎君) NHKの現有の設備等の
余裕のあるものを活用するという点においては先
生のおっしゃるのとおりかと思ひますが、一般
に放送大学の施設は、NHKといえどもほとんど
の部分を全く新たに建設せざるを得ないだろう
というふうに想定されます。したがって、NH
Kの施設を転用できる部分は比較的——比較的
といひますが、かなり少ないものと想定せざるを
得ない。その意味で、それはどの経済性というこ
とは出ないんじゃないかというふうに考えてお
る、ということをお願いいたします。

○勝又武一君 これは局長の方からありません
したけれども、もう一ついまの点で局長にお聞き
したいのは、四月二十三日に参りましたときに
も、NHKが言つておりましたね。例の大学講座
の実験番組をつくるのに一年以上かかつてつく
ていくわけですよ。私たち拝見しましたけれども、
私のような素人でも、物理、化学をこうしてや
てくれたら、ばくも旧制中学のときに物理や化学
がきらいにならなくて済んだと思つたくらいです

よ。それから今度、この放送大学をやり出して、
いままで不勉強でしたけれども、NHKの高校の
講座を物理と生物をこれは一時間、たしか十時
から十一時ですか、勉強してみたいけれども、こ
れもいい勉強になりました。本当に私なんかは旧
制中学で暗記させられた物理や化学と比べたら、
そういうことを思ひます。つまり、そのくらい
NHKは一年以上かけてつくつていく。ところが、
開発センターの方がテレビ朝日へ行きましてとき
に資料、いろいろ教えてくれたんですよ。そうし
ましたら、開発センターの方でやられたのは——
これは今度の法案でできた開発センターですよ
ね。文部省がおつくりになつた開発センターの方
がやられた実験番組というのは、責任者の方から
お聞きしましたけれども、大変時間もないし、予
算的な点もあつて、とてもじゃありませんけれど
も、やりたいけれども、NHKのように一年以上
もかけてそういうものはできませんでしたとい
うことをおっしゃつておる。だから、私はさうい
う点からも、この特殊法人の放送大学が、一つの法
人が両方をやるよりは、やっぱり番組の作成手続
等については当然NHKがやつていっての方がより
効果的だ。もちろん一番基本の番組編成権とカリ
キュラム編成権の問題が解決をするという前提で
すよ。前提に立つた上で、さういふ意味で、
味で、私は先ほどの答弁を保留されている局長
に、文部省の方に、もう一度その点について、そ
その方がよりいいんじゃないか。もし経費の点も
ございませしたら、あわせてお答えください。

○政府委員(宮地貫一君) 先生御指摘の点は、調
整がつくという前提に立つてという御質問でござ
いますけれども、私どもも、それらの点は先ほど
一つ申し上げた点でございませけれども、国立大
学が放送局を持つことができないならば、それは
一つのあり方であらう。しかしながら、それはや
はりわが国の放送法制上持てないということでご
ざいませ。
それから、NHKが放送大学をやることにつ

でどうかというふうなことにしても、過去の検討の中では一時期そういうことがあったけれども、しかし具体的にNHK自身が大学をおつくりになるという話については私も聞いたことはございません。したがって、ただいまのところ、私もいたしましては、こういう特殊法人の形ではないと大学放送局とを一体のものとするのができないという考え方に立っておるわけでございます。その点は、たとえばイギリスのオープンユニバーシティでございますと放送をBBCにやらしているということがありますけれども、イギリスの場合、いろいろその点ではBBCとの間で調整の問題があつて、BBCが放送を拒否した事例もあるというふうなことは聞いておるわけでございます。それらの点で、私も、従来の検討経緯からいいますと、やはり大学と放送局とを一体の形に持つていくということが、やはりこの放送大学を具体的に実施いたしますにはそれ以外の方法というものはまず考えられないんではないかというのが、これは長い経緯を経た結論でございます。

それから、経費の点で、先ほど郵政省の方からも御答弁があつたわけでございますけれども、この放送大学の放送というのはい日の時間が最大限で言えば十八時間も放送するという、これは再放送もあるわけでございますけれども、それだけの時間帯をとって放送をやるということになりますと、既存のNHKの施設に乗つけて電波を流すというふうな話にはならないわけでございまして、そのための施設設備というものををつくることになるわけでございます。これは、そういう意味では、経費の点でということでお尋ねがあつたわけでございますが、私も事務的に検討していただいている段階では、NHKのたゞいまのテレビ二系統、ラジオ二系統という放送を全国で受信できるというようにしております。そこに放送大学の電波が割り込むということは、まずできない事柄でございます。放送大学の電波を流すための施設設備というものは、やはり同様に必要な事柄

になると、かように考えております。したがつて、先ほどの技術だけの委託ということは、NHKとしてはできないといひますか、番組編集権というものをなしにした放送の受託ということはある得ないというところで郵政省の方からお話もございましたが、そういう形でNHKにお願いするとしても、やはり必要な資金と申しますか、そういう点では、まずこの特殊法人の放送大学学園で実施する場合、私も申し上げてはよろしくNHKに委託する場合の経費というものを実際に積算したわけではございませんけれども、実際に施設的な、要員のな余剰というものはまずNHKにはないんではないかと。したがって、新しくつくるということに關して言えば、その点はまず同様の事柄になるんではないかと、かようにいま考えております。

○勝又武一君 私の質問の持ち時間がなくなつてまいりましたので、特に私は、放送大学を受ける受講者だとか、通信教育とか、大学の開放の問題とか、そういう観点で最後にいろいろお聞きをしたかったんですが、時間がなくなりましたので、一つ、二つまとめて最後に聞きをしたいと思ひます。

その前に、いま局長がおつしやつていましたけれども、NHKにやらしても放送大学と経費が全く同じだと、そういう話があつたけれども、私はNHKの方がずっと少なくて済む。しかし、仮に百歩譲つても同じです。それ以上かかるなんということはない。NHKに任したら特殊法人でやるより多くなるかということはないと思ひますから、その点についての問題としては余り関係ないというように思ひます。

それで、最後に受講者の点ですけれども、例の五十年六月の五千人のサンプル調査というのは、私はきわめて不十分なもの、ラフなものだと思ひます。たしかあれだと、満十八歳以上の人口の八%で六百二十万だという推定をしたり、学習の中絶者が毎年二〇%程度だと見込んでいたり、放送大学の常時の登録者が四十五万人としてゐる。

この辺は大変問題がありますね。

たとえば通信教育のことでこの間、日大へ行きましてたときも、卒業生が一〇%程度、法政もその程度で、慶応は三%程度とかいふ話がありまして、そういう点からいけば、これはもつとずつと大変だ。同時に、通信教育の点で日大で聞きをしたときにも、スクリーニングに出席できない、勉強する時間がない、この二つの理由が通信教育を途中でやめた理由の約七〇%強です。これは私は、受講者ということにかかつて、そういう五十年六月のサンプル調査というのが、設問の仕方なり選択肢のとり方に相当問題があつたんじゃないか。大学卒業の資格を取りたいという国民の願望はそのくらい多いでしようけれども、こういう厳しい条件を前提にして、四年とか六年とか八年かかつて、内容も相当高い大学の教育課程にたえ入ることが必要なんですよ。そういう意味でも、入学をいたしますかという調査をやらないければ、もうとシビアな数字は出てこないというふうに思ひうわけですね。

そういう意味で、開発センターの調査を見ますと、これも局長と企画官、いただいた資料にもありますけれども、資料の四ページと十四ページの比較をしてもわかりますように、具体的な設問をすればするほど数は相当減少をし、違つてくるわけですね。そういう意味で、国民の教育要求というものを厳しく、厳しくと言ひますかシビアにぜひつかめるような調査を考へないといけないんじゃないか。そういう意味で、通信教育の実態等を十分考へた点を今後の調査の中でやつていくべきだと。

最後に私は、通信教育とあわせて大学の開放の問題ですが、たとえば学校教育法の六十九条で、「公開講座に關し必要な事項は、監督庁がこれを定める」、こうありますけれども、この規定もまだたしかできていませんね。これはいつまでにつくるのか、お聞きをしたいし、同時に学校教育法の五十四条の昼夜開講制の問題、こういうよう

な国立大学における状況も資料の提示を求めましたけれども、たしか国立大学でわずか三つか四つぐらいですが、各県の地方大学をそういう意味で昼夜開講制にするとか公開講座を開くとか、国民の教育要求にこたへるこたへ方の道と、それからこの放送大学が持つ使命というものを、もつとやつぱり厳密に区分けをして考へていくべきだということに思ひうわけですが、時間がなくなりましたので、それらをまとめて、要望も含めて申し上げて私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(田中龍夫君) 勝又先生の非常に示唆に富んだいろいろな御意見、ありがとうございます。それをまた参考の資料にいたしまして、われわれの方も十分勉強させていただきたいと思ひます。

○委員長(降矢敬義君) 午前の審査はこの程度にとどめ、午後二時三十分まで休憩いたします。

午後二時三十分休憩

午後二時四十分開会

○委員長(降矢敬義君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、放送大学学園法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○高木健太郎君 放送大学につきましてはこれまで非常に熱心に御討議をされましたので、私から改めて新しい問題を申し上げるというふうなこともないわけでございますが、まず最初に私申し上げておきたいことは、午前中も勝又委員からお話しになりましたように、この放送大学というのはこれまでの大学と違つて放送という一つの手段を用いた教育でございます。そういう意味では非常にこれまでと変わった、あるいは注意しなければならぬ点があると思ひます。教育は御存じのようには永遠のものでございまして、その時の政府あるいはその他の権力によつてこれが左右されるというところは厳に戒めるべきことであらうと思ひま

す。そういう意味では、勝又委員も申されましたように、管理運営に誤りがあるてはそれを手段として用いられるということになりますので、この点は厳にひとつ慎重にお考えをいただきたいというのを重ねて申し上げておきたいと思っております。

ごいまして、現在の政府がいかにかこれいいというところでは、将来どのような政府ができて、それがその用に利用されないということのために管理運営のシステムを考えていただきたいと思っております。私、放送というもののひとつの武器であるように考えるわけでございまして、使い方によってはこれが悪用されると、しかも放送であれば非常に恐ろしいことになるであろうと思っておりますので、改めてこれを最初に申し上げておきたいと存じます。

二番目にお聞き申し上げたいことでございますが、この放送大学を企画なさいましたのは、先ほどのお話によりまして、昭和四十四年のときからもうお始めになってすでに十何年という月日がたつていらっしゃるわけでございまして、この前、局長からもちよっとお話ございましたが、大学とはある程度のお話し合いができていたというところでございまして。あのときに国立大学あるいは私立大学というお話が出ましたけれども、公立大学というような言葉は出ませんでした。そういう意味では各大学にどの程度の了解と御連絡をされてきたのか、その点について最初にお伺いしたいと存じます。

○政府委員(宮地實一君) 従来、放送大学の検討に当たりましては、「放送大学の基本計画」に関する報告を一番土台に置いて私も進めてきておるわけでございまして、その基本計画の作成に当たりましたも、それぞれ大学の関係者に具体的ににお入りいただきまして、その具体案を練ってきたというのが基本的な点でございます。もちろん、この新しい形の放送大学が、つばな大学として本当に評価を得るためには、他の教育研究機関と密接な連絡、協力が必要でございまして、そういう機関の教員の参加を求める必要があるわけ

でございます。その点は法案の中にも条文として書いてあるわけでございまして。

なお、いま具体のお尋ねの中で公立大学協会側とはどうかというお尋ねでございますが、実は国立大学協会の会長と公立大学協会の会長、当時は高木先生でございました。昭和五十四年四月二十七日でございまして、それらの大学についてはその健全かつ適切な発展を図るべく次のような点を要望したいというところでございまして。文書で御要望もいただいているところでございまして。具体の事柄をいたしましては、さういふ対応をしてきておりますが、さらに今日まで国会に提案するたびにそれぞれ各団体の方々に御連絡も差し上げておりますし、また文部省に放送大学に関する懇談会というふうなものを、これは事実上の懇談会という形で、五十二年以来適宜開いていただいているのを、五十二年以来適宜開いていただいております。その構成メンバーにももちろん国立大学協会を代表される方々でございまして、か、あるいは私立大学を代表される方々でございまして、また大変私学で通信教育をやつておられますような大学の方でございまして、それぞれ関係の代表の方々に、お入りいただき、具体的な従来、たとえば政府の予算案の決定を見ました際でございます。また、あるいは具体的に法案がまとまりました際でございます。また、その都度お集まりをいたしまして、御報告をして今後の進め方等についても御相談をしてきているというのが現状でございます。

なお、これからの進め方でございまして、けれども、この法案が成立を見ますと、この特殊法人が大学の設立の仕事をするにすることに取らるるわけでございまして。

御案内のとおり、大学設置審議会に大学の設置認可について申請——これはまあ文部大臣にするわけでございましてけれども、教官組織その他についても設置審議会に御審議をいただくということになるわけでございまして、教官組織等について

も従来の大学と何ら異なるところなく審査も受けるわけでございまして。法人の設立後、さういふ教官組織等を具体的にどう持つていくかというように、なことがこれからの作業としてはむしろ非常に大きな、大事な作業でございまして。さういふことについて、既存の大学の関係者に御協力をいただきながら進めていくということが必要なのでございまして。

今日までの検討経過を中心に御説明申し上げた次第でございます。

○高木健太郎君 こういうことを申し上げますのは、いま大阪でも少しやっておられるんじゃないかと思っておりますが、ある研究所の先生方にお手伝いを願っている。かなりのディスターパンスがあるという研究員の話をお聞きしたというふうなことも聞いておりますので、学長あるいは研究員長あたりにお申されるのも結構でございますが、これはぜひ、欠かしてはいけないことでございまして、けれども、未端までこれがある程度浸透して、その人たちがこれはおもしろい、ぜひ自分たちも協力してやつてやりたい、さういふ気持ちにならなければこれはうまく動かない、学長だけではこれは動くものじゃない、こう思っていますので、いまのようなことを申し上げたわけでございまして。

ぜひその点は、今後の問題ではございまして、けれども、あらかじめこういふものができるんだというところを何らかの方法で各大学、研究所に御通知になり、ひとつその了解を早くとっておかれることが大事だと思っておりますので、重ねてこれを申し上げたわけでございまして。

第三番目に申し上げたいことは、この前私たちが文教委員の者が日本大学通信教育とかあるいはNHKその他を視察していただきました。大変いろいろ有効な、有用な資料をいただいたわけでございまして、局長も御存じのように、その際、職業別在学生の実態というのを見ますと、公務員が三二・六％、無職の人が三三・九％となっておりますが、今度つくられます放送大学では、

どのような階層を予定しておられるか。主婦というところも入っておりますが、これは無職の中に入っているのかもしれない。それがどのような階層のことを大体予想しておられるか。また、入学する学生の予定数はどれくらいを予想しておられるか。これも勝又委員からお話がございまして、あれは一度計算をし直す必要があるのじゃないか、調査のし直しを必要とするのじゃないかというお話がございまして、重ねて、大体現在のどの程度のことを予定しておられるかをお聞きしたいと思っております。

○政府委員(宮地實一君) 先般、私も随分させていただきまして、日本大学の通信教育の状況についていろいろと資料もいただきました。大変参考になる御意見をいただいたわけでございまして。日本大学でいただきましたあのときの資料では、職業別の在学生数として、公務員が三二・一％、会社・商店・銀行員等が三三・九％ということで、比較的那ういふ層が多いということ、年齢別の構成にいたしまして、二十歳から三十歳までの者が大変多い。したがって、比較的若い層が大学の資格を取る、特にそれとも法文系統の資格を取りますとか、あるいは教員の資格を取るといふような観点と比較的出たおつたかとお伺いわけでございまして。

私どもの資料では、昭和五十年の基本計画の報告をまとめるに際しまして行いました教育需要の予測調査が今日まで出ている数字でございまして、その中で、その学習希望者の内訳をいたしまして、年齢別で申しますと、三十ないし四十代が五二％ということで、むしろそこの方が大変高くなっております。十ないし二十代が三六％という数字でございまして。

職業別では、主婦が二八％、事務職が二五％、労務職が一六％、商工自営一〇％、農業自営九％というふうな数字になっておりまして、勤労青年が男女を含めまして、さういふ意味で幅広く要望

されているのではないかと、いろいろな数字を持っておるわけでございます。

なお、最近の資料といたしまして、私どもの方で放送教育開発センターで行っております大学放送教育の実験番組の調査結果、これは昭和五十四年度のものについて調べたものがあるわけでございますが、ただいまの、この前実地視察で伺いました日本大学の通信教育の場合と比較をいたして申し上げてみますと、先ほども申しましたように年齢別の、日大の通信教育で言いますと二十歳未満が二七・三％、二十から二十九歳が五五・〇％という数字に對しまして、放送教育開発センターの構成で申しますと、二十歳未満というのは非常に小さい数字になっております。二十から二十九歳が二七・三％、三十から三十九歳が二九・〇％、四十から四十九歳が二〇・〇％というふうなことでございまして、やはり五十年の調査なりあるいは放送教育開発センターの実験番組の調査の方がより年齢的な広がりと申しますか、そういうものが日大の通信教育の場合と比較いたしてみますと広がっているというふうなことが言えるのではないかと申しております。

なお、学生数をどのくらい予定をしているのかというお尋ねがあったわけでございますが、全国規模の予測数値は従来から申し上げている数値でございまして、最大で約四十五万人、その場合の入学者が約二十三万人余りという試算をいたしておりますが、第一期の計画として関東地域から充足させる場合の学生数につきましては、その基本計画で試算をいたしました関東地域の数字のさらに三分の一程度ぐらいのところ、約三万人という試算をいたしております。開設時にはそれがさらに約五分の一ぐらいのところまで。比較的手がたいといえますが、数字としては極力しぼった形でスタートをする方が今後の計画を進めるに当たっては着実な対応ではないかということで、第一期計画のしかも開設時については五十年のときの試算のほぼ五分の一程度のところまで、まず試算をいたしておるわけでございます。学生受け

入れの初年度といたしましては一万人で学部学生としては四千人、入学数で申しますとそういう数値で第一期計画というものをスタートさせたいと、かように考えている次第でございます。

○高木健太郎君 このような数字を聞きますのは、この前の日大でもごらんになりましたように、スクーリングをやらなげやなぬということとで学生が多ければ非常に大変なことになるんじゃないかと、こう思うわけですか。一万人なんといったらほとんど不可能になるんじゃないかなというぐらゐの大きな数字じゃないかと思うわけですか。

そこで、いま年齢の大きい人が多いということですが、これは日大では法科とか経済とかというふうなことでございまして、これは一般教養でございまして科目が違ふということですが、将来法科でもおやりになれば、これはまた年齢構成が変わってくるんじゃないかと思うんです。この場合まずお聞きしておきたいのは、四千人か一万人かとして、スクーリングをおやりになるその場所がどれぐらいの場所か六カ所というところを聞かしておりますが、地域的にどういうところなのか。それから、いまの予定の人員を十分収容できるかとお考えで、もちろんそういう考えがなきゃいかぬと思いますが、それからそこへやってくる交通の便それから宿泊、そういうものについてはどのようなことをお考えでございましょうか。特にあそこでもお聞きしましたように、宿泊費がちょっと高いということも聞かれました、そういうこともお考えになっておられると思いますが、そのことについてお伺いしたいと思います。

○政府委員(宮地貴一君) 学習センター、特に第一期の計画の学習センターについて具体的にどのように検討し、考えているのかというお尋ねでございますが、従来から御説明申し上げている点でもございまして、第一期の関東地域からスタートするに際しては六カ所を予定をいたしておるわけでございます。東京都が二カ所、千葉、埼玉、神奈川、それともう一カ所送信所を設置する予定の県に一カ所、計六カ所を当初考えておるわけ

でございます。

具体的な設置場所の決定に当たりましては、想定されております地域別の学生の数の対応の仕方でございますとか、あるいは交通の便その他も十分考慮しなければならぬわけでございます。一方、既設の国立大学の対応が具体的にどこまでどう対応できるか、そういうようなことも念頭に置きまして、ごく事務的な検討はすでに関東地域の国立大学の事務当局とも非公式な相談その他は私どもとしてもいたしておるわけでございますが、なお具体的な設置場所その他のことについては発足後検討をしなければならぬ課題もいろいろあるかと思っております。

そこで、確かに日大の通信教育の場合にもスクーリングが非常に問題であり、またスクーリングに当たって特に宿泊を伴うということが通信教育の場合に経費の面で大変負担になるという御指摘が現地視察の際にもいろいろと御指摘として行われたわけでございまして、ただいま私どもで予定をいたしております考え方は、学習センターでスクーリングを実施するに際しましては、原則的には、たとえば週に一週ぐらいは学習センターでスクーリングができるというふうな形を考えて、なるだけ通学の便を考慮しておくというふうなことを基本にしております。したがって、宿泊してスクーリングに参加するというふうな点については原則的にはないのではないかと考えておりますけれども、これも実際に学生の分布、そして学習センターの置かれる場所、そういうような事柄に依りまして、あるいはまたまとめてスクーリングをとるというふうな形も検討しなければならぬという課題は出てくるのではないかと申しております。ただいまのところは、学習センターの開設は一応週間を通じて開いておるわけでございますが、参加する受講生の便宜に応じてスクーリングに参加できるような態勢はとるようにはいたしたいと考えておるわけでございます。たとえば、いま週休二日制というふうなことになるかと思っておりますが普及がされていくことになるかと思っております。

でございます。そうすればスクーリングのために週一回そのための日を当てるというふうなことも具体的に進めやすい状況というものはだんだん醸成されてくるのではないかと、かように考えております。

しかしながら、実際にスクーリングをやるに当たって、あるいはまたまとめてスクーリングをするというふうな形態が受講生から非常に希望が強いとか、そういうようなことが出てまいりますれば、それに対する具体的な対応というものも考えていかなければならぬ課題であらうかと思っております。その辺は私ども当面考えております案としては、ただいま説明しましたような対応で考えておりますけれども、実際の対応の仕方については現実的かつ、かように考えております。

○高木健太郎君 これは大変だと思ふんです。というのには、日大の方は二週間続けてやるということと、しかも目的がそういう資格を得るということにしばられておるもので、かなり無理してもやってくる。それでも一〇％ぐらいの人は卒業できなくなってしまう。この場合には一般教養で学ばない、いわゆる文化あるいは素養をつけるというふうなことでやられてこられる。そういう意味では年齢差が非常に幅広いのとか、職業も非常に幅が広い。だから、主婦に合わせれば被用者に合わせるとか、お年寄りに合わせれば若い者に合わせるとかいうように、バラエティーが多ければどうなるかという、場所の関係が出てくる、それから教官の方の都合も出てくる、放送の関係も出てくるというふうなことで、その点を何か調査するとかしておかないと、その場に依りて考えますと言っても、あけてみればやらんならぬというふうなことになる。協力が得られないというふうなことも、なると困るし、大学側の授業に今度は不便をかけていけないというふうなことがございまして、その点は何をお考えになつておられるかでございますか。

○政府委員(宮地貫一君) 先ほどもちよつと御紹介をしたわけでございますけれども、放送教育開発センターで現在実験番組をやっている、スクーリングを実施しておるわけでございますけれども、ただいまのところこの放送教育開発センターの実験番組の場合には放送時間が大変限られた朝の時間で、午前六時十五分から午前七時という非常に限られた時間でしか放送されていない。それからスクーリングについては、十五週のうち二回を実施するというので、放送大学の場合のちろん先導的な試行というふうな形で参考になる点もあるわけでございますけれども、私どもが想定をいたしております放送大学の実施という面から見ますと、必ずしも十分でないうらみももちろんあるわけでございます。学習センターの設置とスクーリングの重要性ということ、これはかねて、特に教育面からその点が非常に強調されているわけでございまして、先生御指摘の点はスクーリングの大事なことはわかるけれども、実際に実施をする場合に、さらに検討をすべきいろいろな課題がそこにはあるんじゃないかという御指摘でございまして、その点は、まさに御指摘のようにスクーリングを成功させるためにはいろいろと解決をしなければならぬ課題というものは、教員層の確保から始めましてスクーリングのやり方、具体的場所、そういうようなことについて十分検討をしなければならぬと、かように考えております。

をすべき実務的な事柄としては、あるいは十分でない期間というぐあいに考えておるわけでございしますが、私どもとしては目下計画をいたしております線に沿って学生受け入れが実施できるよう、その準備期間の間にたゞいま御指摘のありましたような事柄については、実際に学生受け入れまでには解決をして対応をいたしたいと、かように考えております。

○高木健太郎君 この際、テキストもおつくりになるということで、NHKでもあるいは日大の方でも拝見をさせていただきまして、教科書というものは教育の中で大体どういう位置を占めているとお考えでございますか。もし何かお考えがあればぜひこの際聞いておきたいと、こう思うわけば。

○政府委員(三角哲生君) 教科書は、小学校、中学校、高等学校、大学、それぞれであるわけでございしますが、初等中等教育におきます教科書というもののつきまじりましては、これは各教科の主たる教材であるということになっておりまして、それで教科の教育の上でこれは必ず使用すべきものと、こういうぐあいに規定されておるのでございします。

○高木健太郎君 この放送大学の教科書とそれからいま新聞紙上にぎやかないわゆる教科書とは大分質が違ふと思うんですけれども、その点についてはどのようにお考えですか。

○政府委員(宮地貫一君) 放送大学で使います教材といたしましては、実際に授業を担当いたします教官が具体的な教材というものをそれぞれ作成をすることになろうかと思うわけでございまして、それについては、いわゆる高等学校以下の場合の教科書とはそういう意味では全く異なるものと申しますか、そういうものであると考えております。具体的にはそれぞれ具体的な授業科目の、たとえば放送教育開発センターの実験番組の授業も視聴いただいたわけでございますけれども、放送を担当します教官の方がそのために具体的に教材を書きおろしてつくっていただいております。

て、それは印刷教材として活用をされているということでございします。高等学校以下の教科書については、たゞいま初等中等局長から御答弁いただきましたように、文部省で検定を経たものが使われるという、大学とは一番異なっているのはその点であらうかと思ひます。

○高木健太郎君 私も、初等中等教育におけるいわゆる教科書と高等学校、大学では特に違うわけですが、ただ私、こういう高等学校にあるいは中学の教科書を見させていただきまして、これは指導要領というものの沿つておつくりになっている、しかもかなり大ざいの方がこの執筆に関係をしておられるということから、教育にとって非常に重要な、いわゆる興味を覚えさせるといいますか、そういうものがこの中からなくなつていくと非常に無色透明である。いい言葉で言えば、中立であるけれども無色透明であつて、悪く言えば無味乾燥である。見たくもない、覚えたくもないというふうな教科書になっていく感じがする。いか。その点では、今度の放送大学でおつくりになるのは、ある一人の人が責任を持って、自分のある哲学を持ってそこにお書きになっているので一本筋が通つておる。間違えておるかもしれないけれども筋が通つておるので、やはり私は引きつけるものがあるのではないかと。そういう意味で、いま教科書問題のやまましといふときに、この初等中等の教科書をおつくりになるときに何かもう少し工夫が必要ではないかなと、根本的にそういうことを私考えるわけば。

また現在、学校暴力があるとか、あるいは家庭内の暴力であるとか非行があるとか、あるいは愛国心がないとかという、そういう現在の悪い面をみんな教科書が悪いんじゃないかというふうな持つていられるところがありはしないかというところを心配するわけば。いま教材という言葉が出ましたけれども、教科書という言葉はバイブルじゃないんじゃないか、そういう点についてはどのようになお考えでございますか。教科書というものの位置づけを初等教育においてはどのように考えて

おられますか。

○政府委員(三角哲生君) やはり初等中等教育におきましては、学校教育法に定めますそれぞれの学校の目的、目標に従ひまして、具体的には学習指導要領の基準に沿つてそれぞれの学校での教育が実施されなければならぬわけでございします。が、そうしてその教育は個々の教員の手によつて行われていく、こういうことでございしますけれども、その場合に、先ほど申し上げましたように、教科書というものが一つの重要な教材として教員によつて用いられていく、具体的な教科の内容が展開されていく、こういうことでございします。したがって教科書も当然に学習指導要領に定める標準に従つて記述をしていただきたい、こういうことでございします。

ただ現在、教科書は検定制度ということになっておりますので、これはあくまでも民間の創意工夫というものでございまして、多様な教科書ができるということを期待しておりますと同時に、御指摘もございしましたけれども、やはり各教科の内容について児童生徒が非常に興味と関心を抱きながら学習が進められるような、そういう意味のいい教科書がつくられていくということが期待されているわけでございします。私ども、やはりそういう次第でございします。私ども、一般的に申しますれば、やはり教科書というものは心身の発達過程にございします児童生徒に対して非常に重要な意味を持つておるものである、こういうぐあいに考えておる次第でございします。

○高木健太郎君 確かに私も重要な意味を持つていっていることはわかります。

いま、もう小学校から塾に行つていっているところを聞いております。塾の時間というののもずいぶんこのごろは長くなりまして、夜遅くまで子供はそこへ通つておるということば。塾ではどういふことを実際大体やっているんでしょうか。そこに使われる教材というものは、文部省とは無関係になつていっていると思うんですが、どのようなふうにお考えでございますか。

○政府委員（三角哲生君） 塾の現況につきまして一々私ども調査をしておりますので明確なお答えはいたしかねるのでございますけれども、塾にもいろいろございまして、その実態は各種各様であると思ひます。しばらく前に調べたとき、塾の中には学校の授業の復習をしてくれるような塾、こういうものもあるわけでございまして、そういうところではおのずから、学校で用いております教科書、それに即した指導があるだろうと思ひます。そのほかに、いわゆる進学塾、こういうようなものがあるわけでございまして、この場合も、私、直接つまびらかにいたしませんけれども、この進学塾のような場合には、中学なり高校なりの選抜試験に既往において出されたような問題、あるいはそういう問題を基礎にしておつておりました問題集、こういうようなものについておのり組みを指導する、こういうことになつておるんじゃないかというぐあいに理解をしておるわけでございまして。

○高木健太郎君 私、初中教育というものはかなり、覚えることあるいはその間の、しつづけという言葉はきらいですが、そういうことをやる。まだ子供は批判力が弱い、そういう時期だから非常に教科書というものは大事であるというふうに私は思ふわけでございます。それならば塾で何を教へてゐるか。しかも、塾には子供はわりと熱心に行く、それからお母さん方も塾に一生懸命、熱心に行き、これは子供の生活の中の非常に大きな部分を占めてゐる。これには全然タッチしないで、現在そこにある教科書だけが非常にやかましく言われるというのはいくらも片手落ちではないか、それはどのようにお考えか。

○政府委員（三角哲生君） 私ども、塾についてしばらく前にサンプリング的な調査をしたわけでございましてけれども、塾についてこれを直接どうこうということはなかなかむずかしい問題がございまして、私どもの取り組みとしては、本来の学校の学習なり学校でのいろいろな活動なりを充実していくということがまず肝要であつて、そして学校

での指導が十分にそれぞれの児童生徒の身についてまいりますように、それから教科外の諸活動もかみ合わせまして、非常に生き生きとした、何と申しますか、楽しく、そしていわば生きがいを感じられるようなそういう学校生活を展開していく、こちらの面の努力を尽くしていくというところで、そのことによりまして間接的にどうしても塾へ行かなきゃならない、われもかれも行かなきゃならないという状況に対して、やはり積極面の方から手当てをしていくと申しますか、努力をしていくということが肝要であらうと、こういうふう

○高木健太郎君 私、塾というのを取り上げましたのは、現在非常に教科書のことがかましいわけですから、実は子供がいろいろの影響を受けているというのはいくらも教科書だけではないんだ。教科書は中核であり、あるいは義務教育の基本であるというふうに考えられて非常に慎重にやつておられることはこれはもう結構なことだと思ひますけれども、実はそれよりかかにもっと大きな問題があるのではないかと。だからこれを上から何とか統制していくとか指導するということに、はできないようなところ、実はそういうところに子供は非常に大きな影響を受けているということ、はしよつちゅう考へていなければならぬことじゃないかと思ひます。

まあ言えば、たとえば大人の世界というもので、口ではきれいなことを言つても、実は本音とたてまえは違ふというところは子供は十分見抜いてゐるわけですね。まあお年寄りを大事にしるという福祉の思想というものがあつても、おばあさんが死んで葬式に行つた、子供は後ろからついていった。あのおばあさんも死んであの奥さんもおはつとしたらうという言葉を言うわけですね。こういうことが実は大人の世界でございまして、だから子供は、ここにこう書いてあるけれども、実際はそうじゃないというふうなことを思つてゐるんじゃないか。かえつて、いいことを書けば書くほど悪いんじゃないかということさと思ふ

わけですね。だから、もっと本音のことを書けばいいけれども、それは書いてないというふうなことがなつたときがばくは問題じゃないかと思ひます。教科書というものの大事だけれども、それに伴う大人の世界とか、あるいは漫画だとかその他の雑誌、あるいはテレビというふうなものの方から大きな影響を受けてゐるんじゃないかと思ひますので、そこまでもて文部省は監督できるわけじゃないわけですから、教育をやらうと思ふのは、教科書を熱を入られると同様に、他の面についても絶えず目を配つておられることが私は大事であらう、こういうふうなことを申し上げたいためにここで話をしたわけです。

最近、教科書が偏向しているということが言われてゐるわけですね。偏向しているのかどうかはそれは別でございけれども、言われてゐる。私も、余り詳しくは読みませんけれども、さうさうと社会の本を読みまして、まあ平気で読めば何でもないんですけれども、ひつかつて読めばひつかつたというふうなところ、じゃないかなというふうな感じがする。こんなことは余りむきにならぬ方がいんじゃないか、読む人によるんじゃないか、教える人によるのではないかと。このごろの子供は権利を主張して義務感が欠如してゐる。あるいはまた校内暴力や家庭暴力あるいは非行があると、こういう素地ができたのは義務教育となるべき教科書にその原因があるんだと、これを直さなきゃいけないという議論があるわけですね。これは先ほど勝又さんからもいろいろお話があつたわけでございますけれども、実際暴力というのは、それじゃ教科書がどれくらいこれに関係してゐるのか。学校暴力あるいは家庭内の暴力、非行というものは教科書がどれくらい関係してゐるのかというところは十分に私調査されてゐるのかと思ひます。私はアメリカの教科書は余りよく知りませんが、暴力というのは逆にアメリカの方がひどいという話も私聞いてゐるわけですね。日本だけではないんじゃないかと。これ

はもつと言へば、現在の物質文明の何かしつ寄せが子供にいつてゐるのではないかと考えた方がよく考えやすいわけですね。

たとえば、総理府の調査によりますと、日本青年の国家意識あるいは愛国心というのは西ドイツやフランスよりも高いわけですね。日本では、日本人であることに誇りを持つというのが約七〇％あります。それから、国を愛する気持ちがあるというのが五一％ですね。全く愛国心がないというのは三％しかないわけですね。そうすると、これまで偏向してきた教育が悪いというなら、私はもつと愛国心が少なくていいんじゃないかなという気もするわけですね。あるいは明大の渡辺政夫氏の調査によると、愛国心はこの二、三年非常にふえていると、それから祝日に国旗を掲げる家が、これまでよりも一〇％ないし一五％伸びておると、こういう話も聞きます。そうすると、これは原因は何も一つに限つたことではないんじゃないか。たとえば経済安定であるとか、あるいは同族意識のような、スポーツが盛んになつて郷土愛だとか、そういうものが一方である。そういうことも大きな原因じゃないか。だから、何もこれが偏向してゐるからこれをたれば必ずこうなるという、そう簡単な社会じゃないんじゃないかというふうには私は思ふわけですね。

もう一つ私申し上げたいのは、愛国という愛という字なんですけれども、愛するなんていうようなことをどうやって教えるかということですね。それにはどんなふうな教え方をしたら愛するということができるのか。それを何とお考えでしようか。

○国務大臣（田中龍夫君） 先生のおっしゃるとおりであります。私は委員会におきましてそのことを申し上げておりましたが、つまり指導要領によつて、これは国を愛する、また愛情という問題が出ておりますが、たとえば申すならば、本にそのことが出なくても、結果として国を愛し、また人々を愛するというのができれば教育の目的は達せられると、こう思ふんであります。

現在の世の中、非常に悪いとは言いますけれども、しかし毎日新聞の四月十六日付によりますと、都が行った調査によりますと、二十歳以上の都民三千人を対象にして調べた数字によりますと、子供のために親が生活を犠牲にして尽くす必要はない、いわゆる親が子供のために犠牲になつて一生懸命働くとか何かすると、そういう必要はありませんというのはかえつて二十歳代に多いのです。三十歳代以上の人にはそれが少ない。まゝいはず、老いた親のめんどろを子供が見るのにな、いいというのはやはり二十歳代以上が五

ういふものであつて、一つ一つの言動に責任を
まえて、それでそれは悪い、いいという批判をし
始めると、これはもう何にもできなくなるんじや
ないかと、こういふふうに思ひまして、ここに
私、公民の方は余り得意じゃないもんですから生
物の方を持つてきました。生物は私はちよつと専
門でございいますので、（本を示す）ここに実教出
版株式会社というところから出ました「生物」
というのがありまして、この監修者というのでさ
か、編集者は、私の同輩が書いておるわけでな
が、だから余り言うのはぐあいが悪いわけではな

私に、戦争中、昭和二十年、十九年、十七年、八年ごろ、中学に手伝いにいきまして物理を教えておりました。で、終戦に近くになりましたから、いままで物理、化学といいましたのを物象のⅠ、Ⅱという名前に変わったわけなんです。どうもいうふうに変ったかといいますが、御存じのようにならぬの法則というのがあります、電圧は電流と抵抗をかけたものである、 $V=RI$ といふ

響を与えているんじゃないんだと、もっともつと大きなものがあるんじゃないですか。だから、教科書というものについて余りに神経質におなりになって、ああ今度ああ言われたからこう変えよう、こう言われたからああ変えようでは、私は教育の一貫性というものがないので、その点を十分慎重にお考えいただきたい、こういうことをきょう申し上げたわけです。放送大学と大分外れまして申しわけなかったです。以上で私の質問を終ります。

○国務大臣(田中龍夫君) 大変いろいろとうんちくのあるところをお漏らしたいただきましてありがとうございます。

教科書の問題につきましても、大体われわれはりっぱな教科書をつくらうと考えておる次第でございますが、ただ指導要領等も根本の問題でございまして、これはますます変えるというふうな気持ちには持っておりません。

○佐藤昭夫君 午前中から勝又委員またいま高木委員と、今回放送大学法案が果たして大学の学問の自由が保障されるのかという問題とかかわって、いわゆる昨今の教科書問題についての文部省の姿勢、これについていろいろ質問が出ておりますが、私の最初に、昨日教科書協会が決定を行い、文部省に申し入れを行っておるこのことに關して質問を最初におきたいと思っております。

まず一つは、今回の申し入れは、学習指導要領が改訂されて新たな教科書が使われ始めてまだ一カ月もたない二、三週間というふうな時期に、このような全面改訂を含む教科書のつくりかえを行わなければならないことを決定して申し入れが行われておるわけでありまして、これまでに学習指導要領の改訂を行ったとき以外に教科書の全面改訂を行ったことがあるのかどうか、この点、まずお尋ねします。

○政府委員(三角哲生君) 全面改訂という字でございすけれども、私どもただいまの検定の仕組みの上では、御指摘のように学習指導要領が新しくなると、これは新規に教科書が編集されまして、そして検定の申請がございす。この場合は確かに新規の編集でございすから、教科書全部について書きかえといいますが、執筆が行われると、こういうことでございすから全部について新しくなるわけでございます。これを新規検定と、こう言うております。一方、検定が通りました図書について部分的に改善を施したいということでの検定がございまして、これは改訂検定と、こういう言い方をしております。この検定は、検定を経た図書の改善を図るために加えられ

た個々の改訂箇所について検定を行うと、こういうことでございす。

教科書協会の方から要望が参ったわけでございますが、ただいま御説明申し上げました改訂検定というのは教科書のページ数にして四分の一以内のページに手が加えられたと、こういうことを一つの限度にしておりました、それを超えるページについて手が加えられますと、これは先ほど御説明申し上げました新規検定と同じ扱いになります。その教科書全体について改めて検定を行う、こういうことになりす。で、教科書協会側からの要望は、学習指導要領が変わりました時点のうちに全部また書き直すといいますが、書きおろすとか、そういう必ずしも意味合いではないようございす。もう少し聞いてみたいと思っております。

まずけれども、まあ部分的な改良を施した場合に、それがページ数について四分の一以上になる場合が考えられるので、これはしかし編集を進めてみなければその結果はどうなるかわからないけれども、その可能性があるので、その場合には文部省としてこれを受け付けてもらいたいというふうな趣旨の要望であるのでございす。

そうして、ただいまのもう一つの御質問でございす。これまでの例でございす。一応申し上げますと、昭和三十三年以前は毎年新規検定と改訂検定のいずれも受理してございす。そうしてその後、御指摘のように、学習指導要領の改訂がありました際は新規検定のみを受理してございすが、その中間の段階では——これ、私、ただいま中学校の教科書について申し上げておりますが、三十九年には新規検定と改訂検定のいずれも受理してございす。それから以後の例といたしましては、四十二年に新規と改訂の両方を受理してございす。それから、四十五年は学習指導要領の改訂を伴っておりますので、新規検定のみを受理してございす。それから、その三年後の四十八年度には、先ほど勝又委員の御質疑にお答えいたしました、当時高等学校の学習指導要領の改訂がございまして、これに伴う新規検定が並

行してございまして、非常によくそうしておりますので、これは教科書協会の方に対して文部省の方から要望いたしました、協会の合意がございまして、その際は改定検定だけであつたわけでございます。それから、五十一年度には新規検定と改訂検定のいずれも受理しておる次第でございます。

うのは採択の周期と合わせて三年ごとに行う、こういうことにしておりますので、五十九年の教科書は五十八年度に採択して印刷をする、五十七年度に検討が行われる。したがって、教科書会社としてこれから編集をどういうふうに進めていくかという点に取組むのは、ことしこれからだんだん入っていく、こういうことでございす。その状況が四分の一を超えても考えられる。その場合には新規検定という形で受け付けてほしい、こういう要望を言ってきたわけでございます。やはり三年後に備えていまして本をつくる作業がばつぱつ検討課題になってくる、こういうことでございす。

○佐藤昭夫君 いろいろ長い答弁をなさつていますけれども、とにかく私のお尋ねしているのは、学習指導要領が改訂されないままに、しかも新しい教科書を使い始めて一カ月もたない間に全面改訂という、四分の一以上の教科書の広範な書きかえを要求するような、そういういわば発議といいますが、教科書協会からのそういう文部省に対する提起、こういうことが非常に例が少なく、こういうことはもう明瞭なことなんです、振り返つてみれば。しかも、今回の教科書協会の方から出されておる提起、これは内外の批判にこたえて教科書を四分の一以上書きかえないととてもおさまらぬだろうというわけですが、この内外の批判というところでございすけれども、これは実際にいまの教科書を使って現場で教えている学校の先生や教えられる子供、ここから出てきてい

る教科書書きかえの理由になっておる現行の教科書に対しての内外の批判があるというんだけれども、この批判というのは、いま言いましたように、実際に学校で教えている先生方から批判が出ているというわけではないと。それは財界とか、一部の団体や勢力、たとえば私も去年の十月に当委員会、すでに自由民主党の機関紙に教科書問題の連載シリーズがずっとやられて、ずいぶんひどい宣伝が行われておるといふ問題を取り上げてきましたけれども、今期通常国会でも例年になく、この教科書問題でいろいろ事実を曲げた議論が行われてきたというところ、皆さん方よく御存じのことだと思ひます。こういうことを理由にして、いまの教科書を使い始めてまだ一月もたない間にこれの大幅な書きかえをやるという形で

○政府委員(三角哲生君) 教科書協会がどういふふうな動機あるいは意見をもち、どういう見通しを持ってこういう要望を出してきたかということにつきましては、昨日は要望の趣旨だけを受け取っておりますので、改めて私も当事者から聞いてみたい、こう思っておりますので、ただいまの御質疑のあたりは、その点も含めて聞いてみるつもりでございす。

ただ、使い始めてすぐではないかという御指摘、これは先ほど勝又委員からもあつたわけでございますけれども、教科書協会が文部省にこのようない合わせと申しますか、要望をしてまいりましたのは五十九年に、したがってこの三年後に使う教科書であります。教科書の検定とい

た、使いはじめたばかりではないかという御指摘、これは先ほど勝又委員からもあつたわけでございますけれども、教科書協会が文部省にこのようない合わせと申しますか、要望をしてまいりましたのは五十九年に、したがってこの三年後に使う教科書であります。教科書の検定とい

た、使いはじめたばかりではないかという御指摘、これは先ほど勝又委員からもあつたわけでございますけれども、教科書協会が文部省にこのようない合わせと申しますか、要望をしてまいりましたのは五十九年に、したがってこの三年後に使う教科書であります。教科書の検定とい

いうのは、結果としてそういう間違つた行為を文部省として容認、助長をするということになるんですから、その点はっきりしておいてもらふ必要がある。

○國務大臣(田中龍夫君) いまのお話は、大体先生のお話は前段と後段とちよつと意味が違うんじゃないか。と申しますのは、文部省の指導要領に對してその方針を逸脱するというようなことはあつてはなりませんし、あるべきものではない。また、そういうことを言っているものでもないとかように思います。

それから、後段におつしやいました、憲法違反でありますとかあるいは規則の違反行為について容認するかしないかというのは、私どもは出版会社の方から改訂をいたしたいと言つてまいつただけの現時点の判断でありまして、それに対しては、そういうふうな逸脱した考え方はよも考えではないだろうと、かような次第でございます。

何はともあれ、教科書というものは、われわれがりっぱな教科書を子供につくつて残さなきゃならないというそういう気持ちでございますので、政争の具に供したり、あるいは中正を逸脱するようなことがあつてはなりません。

○佐藤藤夫君 文部大臣は、この教科書会社側のこの発意が、学習指導要領を逸脱してとか、憲法、教育基本法の理念を否定をして教科書の書きかえをやらうというふうな考えは毛頭持っていないはずだと信頼をするというわけでありますけれども、しかし現行の教科書に対して内外の批判もあり、したがってかなり大幅な書きかえをやらなくちゃならぬ場合が出るかもまいりませんよということで出てきているわけですから、この内外の批判というものの中に、いまの学習指導要領も改めるべきだ、あるいは憲法、教育基本法、こういうものも変えるべきだという論があることは事実ですね。ですから、そういう危険性があるということも事実だと、そういう意味からいって大臣はそんなことはゆめゆめないはずだとおっしゃるわ

けだけれども、文部省の基本態度としては、学習
指要導領、これを変えていこうという、逸脱をし
ていこうというようなそういう教科書つくりかええ
の考え方、憲法、教育基本法の理念を曲げていこ
うという方向での教科書つくりかえの考え方、こ
ういうものに対しては当然それは間違いだという
ことできっぱり対処をしていきますという態度を
どうしてもはつきりしてほしいというふうに思っ
ていますが、その点はそこそ当然のことだとい
うことで確認していいですね。

○國務大臣(田中龍夫君) 仮定の上に立たれました推理に對しましては、私はお答えできません。出版元にいたしましたも當然そんなことは考えてはおられないことであらうと存じます。

○佐藤昭夫君 私が仮定の上でこの議論を立てておるといふふうにお考えになるというのはもうまことに心外です。

現に今回の通常国会の中でも、たとえ政府の側に憲法改悪のさまざまな策動があるんじゃないかということをめぐっているんな議論がやられてきたということは事実でしょう。その風潮に沿ってこの教育と教科書に対するいろんなあらぬ攻撃がいろいろと議論の中でも出されてきたということですから、この問題ばかりやっているわけにもいきませんので、ぜひそうした文部省の基本態度をはっきりした上で、教科書協会側からの間違った行動に対しては毅然として対処をしてもらうということを重ねて要求をして、あと残された問題はまた次回機会を見てこの教科書問題について議論をしていきたいと思います。

法案の問題に入りますが、今回のこの法案に対して国民が抱いている大きな不安の一つに、放送大学がかなり広範な学生、これを対象にして全国一律の教育を行っていく場合、学説の公定化、国民の思想統一につながるのではないかと、ここここの不安がいままでもいろんな形で議論をされてきたと思うんです。これは戦前のNHKが天皇制の推進と侵略戦争遂行の思想動員の武器になってきたというこの苦い経験にも照らして、非常に国民が

不安を抱いておるといふ問題だろうと思うんです。

そこで質問ですけれども、今回のこの法案に示されておる放送大学、ここによって行われる教育が学説の公定化にならないような配慮を法文の上でどういふふうに行っているのか、もう一遍説明をさせていただきたいと思います。

○政府委員(宮地眞一君) この放送大学は、従来の御審議でも何度か御質疑が出たわけでございますが、学校教育法上の大学、正規の大学と申しますとちょっと適切な言葉でないかもしれませんが、学校教育法上の大学として位置づけられているものでございます。

〔委員長退席、理事大島友治君着席〕

したがうにして、学校教育法の大学にかかわる規定は、すべてこの放送大学についてももちろん適用があるわけでございます。そういう意味で、既存の国立大学——これは国公私立、いずれの大学についてももちろんでございますけれども、大学の自治なり学問の自由というものは大学においては保障をされているわけでございます。その一つ一つの具体的なあらわれとして申せば、たとえば国立大学の大学でございますと、学長の任命はこれは文部大臣が行う仕組みになっておるわけでございます。しかしながら、文部大臣が学長を任命するに際しましても、もちろん手続といたしまして任命に当たっては学長の申し出に基づいて文部大臣が行うという仕組みになっております。今回の放送

大学の場合で申し上げますと、理事長の申し出に基づいて大臣が行うという仕組みになっておるわけでございます。ところが、理事長が申し出るに当たりましては評議会の議に基づきということがかぶってくるわけでございまして、基本的にはそういう教学に関します人事については大学がみずから定めるという基本が確保されている。そういう点で申し上げれば、私どもこの放送大学が大学の自治を確保し、学問の自由を保障されている大学ということが明確に申せるのではないかと、かように考えております。

御指摘の点は、放送という映像を通じて教育を行なうというその点で、既存の大学と影響する範囲

が大変違うんではないかという点を御指摘になっておられるかと思うんですが、もちろんこの放送大学は放送を通じて教育を行うというところが基本でございます。組み立てたというしましては、もちろん放送が教育の内容のほぼ三

分の一、スクーリングが三分の一、それから印刷教材が三分の一という構成で考えておりますけれども、相当の部分を送送というものによって大学教育を行うということを組み立ての基本といたしております。その点は、ただいま申し上げましたような教学組織がみずから教育を選ぶというよう

なこと、また教学の責任者もみずから選んでいくという仕組み、それをこの法案では評議会という組織を法定いたしておるわけでございますけれども、いづれにいたしましても、基本の点はそういう点で確保されておるわけでございまして、御指摘のような教育の国家統制が行われるのではないかと、御懸念で御質問があつたわけでございませうけれども、そこで行います教育そのものは大学教育そのものでございまして、その内容について、国の立場でどうこう言えるものでないということ、はもとよりでございます。国立大学の授業内容についても、これは国立でございますけれども、もちろんその大学で行われます授業内容について、政府の方で申せることではないということ、その点では同様と考えております。

○佐藤昭夫君　いろいろ言われますけれども、この現在の提案されておる放送大学というのが二重、三重の官僚統制の仕組みになっているといふことは否めない事実だと思つてゐます。たとへば、文部大臣任命の理事長が放送番組の編集権も持つてゐる、同時に、理事長の任命権も一手に握つてゐる、いわば独任制とも言うべきシステムになっている。理事会という合議制は保障されておらないといふことはほかの方もある言われておる点でありますし、評議会の議を経つてゐることであるにしても、その評議会自身が教授会を土台に民主

的に選出をされたそういうシステムにはなっていないというところは明瞭だと思ふんですね。そこで、この法文の理屈の上だけの論争をやっておつてもなかなか事が明らかなりませんが、そうした点で一つは、文部省がしきりに引き合いに出しますイギリスのオープンユニバーシティですけれども、ここで昨年の十一月、M・ペンツ教授の核軍備縮小に関する講義の放送、これをBBCが拒否をしたという事件が起こっているわけです。御存じだと思いますけれども、経過を、ごく要点報告をしてみますか。

○政府委員(宮地實一君) ただいま御指摘の事実については、実は具体的な事例につきましても承知をいたしていないわけでございますけれども、私も聞いておりますところは、BBCが放送を拒否したという事例があるということについては聞いておるわけでございます。その点は先ほどもお尋ねがあつてお答えをしたわけでございますけれども、まさに大学と放送局とが一体でないこととから出てきております番組編成権と学問の自由との調整を要する問題が出た場合に、別個の組織であるということになると、ただいま御指摘のような点が出て来られるわけでございます。私も聞いたしましては、その点が、先ほど来る御説明をしておるわけでございますけれども、こういう特殊法人という形で、大学と放送局とをあわせ持つという形にいたしまして、密接な連絡が維持できるということを図っておるわけでございます。

そこで、具体的な放送番組の制作に際しましては、もちろん大学の側においても放送の中立、公平という趣旨に十分留意をして、その点については大学みずからの自制ということが働くことによりまして、学問の自由なり教授の自由の本質を損うことなく対処できるものと、かように考えて、私ももとしましては、設置形態については、先ほど来いろいろと御議論もございましたけれども、こういう特殊法人という形で御提案を申し上げておる

という次第でございます。

〔理事大島友治君退席、委員長着席〕

○佐藤昭夫君 余り御研究になってないという感じがするんですけれども、私が申しましたこのベント教授の核軍備縮小に関する講義が拒否をされたという事例は、イギリスの教育関係新聞「エデュケーション」に、一九八〇年のディセンバー十二日、それに載つておる記事ですけれども、そこでは、大学側は学問の自由にかかわる重大問題としていろいろ議論をしたわけです。で、このベント教授というのはい九六九年以来この大学のスタッフです。かなり経験の長い、ヨーロッパにおける核問題の研究センターの専門家である。で、このベント教授の学問上の業績は大きなものがあるわけですから、いわば彼が進歩的な学者、左翼の見解の持ち主だということと彼の用意をした講義が、BBCの上層部、幹部に受け入れられないというところになったんだというふうなことが「エデュケーション」のこの記事に報道されているわけですね。で、このような事態というのはいま提案をされておるこの放送学園並びに放送大学、この関係において絶対に起こらないというふうな断言できるのか。いまもあなたは番組の放送権と片一方大学の教學権、これが一体のものになつてから矛盾は起こらぬのだというふうな言い方ですけれども、私は矛盾が起こらないとすれば、それは結果として大学側の教學権がつぶされるという形において、泣き寝入りさせられるという形においてそれが統一、調整をされていくということに結果としてなるんじゃないか。この法案を見る限り、大学の教學権が優位に立つという、そのことが保障されるような仕組みは法律上何にも明記されていませんね。たとえば、そういう大学の教學権が優位に立つという法律上の仕組み、この組織上、運営上の仕組み、あるいは異論放送、これが保障をされるような法律上の規定、こういうものは何もないという状況で、まあまあうまく統一、調整されていくんではないかというふう

言ひ切れるのか、この点はどうしても疑問が残るざるを得ないと思ふんですが、どうですか。

○政府委員(宮地實一君) 具体の番組の作成に当たっては、たとえば大学関係者によります授業科目編成のためのコースチームというふうなものがつくられてまして、そこに放送関係者も加わつて適切な放送教材の制作を両者の密接な連携、協力のもとに行うというふうな、実務的に申せばそういう仕組みで進められていくことになるわけでございます。もちろん、この放送大学学園の大学の教員の最高責任者としては学長がいるわけでございます。問題は、その学長と放送事業者としての最終的な代表者である理事長との関係がどうかというお話になるわけでございますけれども、実際の放送番組の実施に当たっては、具体的には、たまたま申しましたような両者の、実務的には放送関係者と教官スタッフとが一つのチームをつくりまして、それで番組を制作していくというふうな過程をたどつて放送番組がいくつというふうなことになるわけでございます。その点はBBCとオープンユニバーシティで言えば、そのところとオープンユニバーシティの主体ということになつていくわけでございます。まさにその難点を解決するために、私も私としては学校教育法の規定自体も改正いたしまして、特殊法人が大学をつくり得るという形を、従来の体系から申せば全くない。従来申せば、学校の設置者というものは、地方公共団体、私学の場合は学校法人ということでございます。いたしたその中に、特殊法人が、この放送大学学園が学校をつくり得るという形を、既存の学校教育法上の体系の改正をお願いして大学の設置主体とするということに至りました大変基本的な理由の一つもそこにあるわけでございます。

ただいま先生御指摘の、絶対にないと言ひ切れるのかというお尋ねでございますけれども、私も私としては、そういう点の両者の調整というものを可能にして、この放送大学というものが広く国民から期待される大学になるようにこれから大学づくりをやっていくわけでございますけれども、そういう点については、もちろん教学の責任者が、それぞれ学長以下のスタッフがいるわけでございます。まして、大学の自治そのものについては十分確保されているものと、かように考えております。

○佐藤昭夫君 いろいろ言われますけれども、私の疑問に對しての答えになっていないですね。たとえばこの法案でいいますと、大学側が教育上はこういうカリキュラムに基づいた放送をやる必要があるというふうな判断をしても、学園側というか、理事長はそんなものは必要がないというふうな判断をすれば、拒否をすることができるといふことになるんですね。しかし、逆に言えば、理事長の方がどう言おうとも、教育的にはこれが大切でというふうな大学側が判断をすれば、そのことが優位に立つという保障は一つもないんじゃないですか。それがあつたら示してくださいというのを私は質問で聞いていたんじゃないか、その答えがない。

○政府委員(宮地實一君) あるいはお尋ねが理事長と学長の職務分担がどうなっているのかというぐあい御理解をしてお答えをすればよろしいかとも思ふんですが、先ほども、もちろん学園が学校の設置者として設置する学校を管理するということとは、これは学校教育法から出てくる原則でございます。しかしながら、設置する学校が大学であるということから、教員の人事や具体的な教育研究内容等、本来大学の自治にかかわる事柄については放送大学がみずから行うということになるわけでございます。そして、学園の業務として行われます大学の管理の身内といたしましては、主として大学の財務会計でございますとか施設の維持管理というふうな点が学園の業務を総理する理事長の職務、もう主としてそういう範囲において行われる。したがって、大学の教育の身内そのもの、それを実際の放送の番組としてどう出すかということ。それはむしろ言うなれば教育の機能そのものの中で行われるわけでございます。まして、具体的には先ほど申しましたよう

な、その点は放送の関係者とカリキュラム編成の関係者との間でコースチームのようなものがつくられまして、実際に番組を映像として処理するとすればこういう観点が必要であらうかというように、通常のいわゆる講義の形で教授が講義すること、実際にテレビならテレビという映像を使つて、その映像をどのように教育的に効果あらしめるかというようなことについては、もちろん放送の担当者の専門的な意見とか、そういうようなものが出てくることになるかと思ひます。そしてまた、全体のカリキュラムの構成でございまして、それが教育面から、どういう配列なり並べ方でいけば受講生にとって効果的であるかと、通常の単に教室での授業と異なる映像というものを使つた講義のあり方という点も、おのづとそこに特色が出てくることになるわけではございまして、いずれにいたしましても、それはもちろん放送法上の制約というものがそこにあることは当然でございまして、大学の教育を行いかつそれを放送で番組をつくる、そのこと自身が一つの主体のもとで行われるということになるわけではございまして、そこについては私どもとしては十分調整が行われて教育が実施されるものと確信をいたしております。

○佐藤昭夫君 確信をされるのは結構ですけれども、法案を見る限り、その仕組みが明確になっていないと、保障をされるようになっていないという点を繰り返して言っているわけですね。学園というか、理事長が権限を握っておる放送権と大学側の教学権との、その関係の問題について質問をしてきたわけですけれども、そのことも関係をしてながら大学自体の管理運営、学問の自由、一人一人の教員の思想の自由、これが保障されるような仕組みになっていないという問題を、前回も、またほかの方も、教授会がきつと法定されていない問題とかかわつていろいろ意見が出ていると思ひます。

当局の答弁は、教授会がどういうふうに機能するかという問題は大学側がお考えになる問題だらうと、当然学校教育法の精神を体して運営をされていくはずですよと言われているんですが、そうであれば、なぜわざわざ評議會を法文の中に入れたのかと、それも大学側が自主的に判断をしていけばいい問題じゃないかという疑問が依然として残るわけですね。むしろ非常に危惧するのは、人事権が評議會に属して、そのもとで少数の教員の代表によつて教員全体の人事も含めて非常に偏つた管理運営が行われていくんじゃないかという、この点が大きな不安を呼んでおるところの問題だと思ひます。

まず聞くんですけれども、教授会は法文上明記をしないで評議會を法文上明記をしたその理由はなんですか。逆に言えば、評議會を削つてしまつて、かわりに教授会というのを法文の中へ入れたら大変困つたことが起こるんですか。

○政府委員(宮地眞一君) 従来も何度か御説明を尽くしてきましたわけではございまして、この放送大学の機能というものが既存の大学とは大変異なる形態をとると、そういう実態上出てきます教員組織の複雑性でございまして、あるいは学習センターというふうな組織というふうなものも、ちろなくつくられていく。これからは広がつていけばつくられていくわけではございまして、そういう点を踏まえて、この法律自体に条文として評議會という規定を起して、それはむしろ教育の人事というものを評議會の議にかかわらしめることによつて、大学みずからの自主的な判断で教員組織というものをつくり出すということを法律上保障するという規定で設けたものでございまして、それを学校教育法上の教授会にかかわらしめるように、教授会の規定だけで足りるではないかという点でございまして、その点は放送大学というものの組織から考えて、私どもとしては教員組織の意見を正確に反映させるための機能としてやはり評議會というものを決定すべきであるという考え方に立つて規定をいたしております。

そこで、教授会そのものは、従来からも説明をしておりますけれども、この放送大学についても、教授会というものが機能することは当然のことではございまして、そして機能のあり方としては、大学みずからが実務的にそのことを御処理をなさるということが大学の自治にふさわしい事柄ではないかという点は繰り返して御説明をしております。この国立大学の評議會に関する暫定措置を定める規則、この例の規則を根拠に設置をする。たとえば北海道教育大学、これは学部としては教育学部だけということですが、五つの分校があつて組織が非常に広範に散らばつていて、こういう状況のもとで、この大学の組織のそういう特殊性に基づいて評議會を設ける。全学的管理運営をやつていく組織として評議會といふものを設けていく。ただし、その場合といふことも、各五つの分校それぞれに置かれる教員會議、これが基本的な大学の自治組織であるという形で、この評議會といふものをそういう大学の組織の特殊性に基づいて置いていく。

いま一つは、今回の法案にあらわれておりますように、筑波大学を、言うならば絶対の例とするかのごとくやり方で、しかもこの筑波大学における人事を預かつてある人事委員会の権限も集中する形でこの評議會といふものを設けるというやり方になっていくわけですけれども、これは先ほど申し上げましたように、教授会を土台にして、あるいは教授会ないしは教員會議、これを基礎にして、運営のそういう特殊性に基づいてこの評議會を置くというやり方は違つたわけですね。で、権限が評議會に非常に集中をしていると、基本的自治組織としての教授会ないしは教員會議といふものは、これは法律上は保障されていないというのとは大違ひになっている。なぜあえてこういう筑波大学方式のこの形を採用したのか、もう一遍この点を説明してください。

○政府委員(宮地眞一君) 御指摘のように、北海道教育大学、これは北海道教育大学自体の地理的な配置状況でございまして、そういうことがございまして、単科の大学でございまして、道内五分校に分かれていてというような事情を踏まえまして、大学自体でそれぞれ分校教員會議でございまして、大学みずから評議會というふうな組織をつくりまして大学としての運営を適切に行う形をとつておられるわけではございまして。放送大学の場合には、これは特殊法人が設置する大学でございまして、教育公務員特例法がそのまゝに適用にならないというふうなことがございまして、私どもとしては、御指摘の点がございまして、筑波大学の評議會の規定は国立学校設置法に基づいて書いてあるわけではございまして、いわば特殊法人が設置する大学でございまして、この法律に必要最小限の事柄としてやはり教員會議といふものを法律上確保する必要があるという形で評議會の組織といふものをつくらなければならないと思ひます。

なお、御指摘では、筑波大学の場合でありますと、人事委員会の組織なり人事委員会が本来持つべき権限をこの評議會に持たしているではないかという御指摘でございまして、筑波大学の場合には、あそこは相当大きい、新しい組織で申しますと、学系、学群というふうな組織がございまして、単一学部の大学というふうなものとは基本的に変つたわけではございまして、したがつて、人事委員会というふうなそれそれ学系、学群というふうなところを代表する方々にお入りいただくという仕組みというものがやはり必要であらうからあつた組織がつくられているかと思ひます。したがつて、御指摘の点では、内部組織において、具体的な教育の実施面でございまして、かような取り扱いに關します事柄について先ほどお尋ねがございましたけれども、個々の学習センターにおいて受講生の教育面でのカリキュラムの組み方をどうするかとか、あるいは学習センター限りで具体的に決めるような事柄については、それぞれ学習センターの教員會議というふうなもので具

体の処理がなされることは当然予想される
ところでございます。そして、それらの組織が
大学の本来果たすべき機能というものに
従ってやられるということは、私どもとし
ては当然そのように考へておるわけでござ
います。そういう教育面での処理について、
たとえば御指摘の特殊法人の管理組織と
しての理事なりの方から教学面について
いろいろな対応がいくというところは考え
られないわけでございます。それは学長が最
高の責任者として処理をする仕事、職務
権限に属する事柄と、かように考へてお
ります。

○委員長(降矢敬義君) 佐藤君もう時間ですか

○佐藤昭夫君 あともう一問。

いろいろ言われておりますけれども、別にこの
筑波大学を模範としたわけではないというふう
に、聞けば言われるかもしれないけれども、し
かし、現在いわゆる評議会方式という形で運営を
しておるといふのが筑波大学であることは事実で
すね。この筑波大学のもので、一体どういう教育
の実態になっておるのか、そこをよく文部大臣と
してもごらんを願ふ必要があると思ひます。

たとえば昭和五十三年十二月の県会議員選挙で
学生買収事件というものがこの筑波大学の学生を
めぐって発生してゐる。この問題については国会
でもいろいろ議論をされてきた経緯があるわけ
ですけれども、百三十七名起訴猶予処分を受けて
おる、そのうち百五名の学生がこの体育学群で
ある。この体育学群の学群長の選挙で、まあい
わばこの事件の責任も問われてでありまして、
この二位になったその学群長……

○委員長(降矢敬義君) 佐藤君簡単にお願いしま
す。

○佐藤昭夫君 これがその学長の選挙によつて一
位ということでは学群長に就任をしていてとい
う、こういう奇妙な姿が起つておるといふ問題で
すね。あるいはこれも国会で議論になっておりま
すけれども、五十五年度の推薦入学試験、これに
当たって副学長と学群部長が不正工作をしたの
では

ないかということでは、学内の教授三名からの告
発を受けている。こういう問題が起つてい
うことであります。あるいはこの四月から新
しい学長となつた福田信之氏、この人が例の「疑
問だらけの中学教科書」、これの監修者だとい
うことで、これは大臣自身もかつて国会の当
委員会の中で答弁をされておられます。あ
の点の中にはちよつとだけいふ部分がある
というふうにも言われておる。そういうよう
なものの監修責任者になつておる。こうい
う学長が選ばれていくという、こういう姿
からいって、本当にこの全教授、全教員の
教授会、教員会議、この大学自治、ここを
基礎にしない教授会方式による学校運
営というものがどういふところに落ち込ん
でいくかという事例がはしくもこういふた
ことと例に出ていると思ふんです。こうい
ふ点をどうか大臣として、もう本日もち
よつと時間超過いたしましたので、私
様も私様も私様も、こういふ点をもう一
遍よく検討してもらいたいということを要
請して質問を終わります。

○小西博行君 きょうは放送大学法案にだけ
焦点を合わせて質問をさせていただきます。

放送大学法案は、衆議院、参議院あわせ
まして相当長い間の審議期間を経てござ
います。そういう意味で、私は非常に端的に
質問をまずさせていただきます。だ
れがだれが、放送大学法案を通じて大臣
からまずお伺いして、そして局長にお
伺いしたいと思ひますが、利点、欠点とい
います。この審議を通じて、放送大学を
やればどういふ面がよくて、どういふ面
に多少問題があると思ひますが、この
ういふことをもとと整理しなさいか
ぬ、そういうことで十分いままで審議
してあるわけでありまして、その辺の
認識についていい答えをひとつお願
いしたいと思います。

○国務大臣(田中龍夫君) いろいろと今日まで御
審議をいただきましたので、大体お
わかりでございますが、放送を効果
的に利用いたしました大学教育を
いたそうというものでございまして、

の大学に比べましては、高等学校新卒者のみでは
なく、社会人等が時間的な、あるいは空間的な制
約を越えて大学教育を受ける機会があるように
したいということ。かつまた、単位の互換という
ものを通じて、大学教育の改善に資することが
期待されておる利点でございます。

なお、この法案の審議におきましても、充
実した大学教育が行い得るか、あるいはまた既
存の大学の協力が十分に得られるかといふた
ような問題点が御指摘いただいております。こ
ういふ点につきましては放送大学関係者の
工夫なり努力によりまして解決をし、また
克服できる課題であると考えておるもので
ございます。そのため最大限の努力をしま
いりたいと思ひます。

これは今後に残された問題でございますが、
いろいろ利点もありました欠点もあると思
ひますが、これだけラジオとかテレビとか
というふうな近代的新しい社会環境におきま
して、この教育の場における新しいものを
十二分に活用できる可能性はある、また
近代的な大学教育をする大きな手がかり
である、かようなことを考える次第でござ
います。

○政府委員(宮地貫一君) ただいま大臣が御答
弁を申し上げた点にはほゞ尽きるわけでは
ないと思ひますが、特に問題点として御
指摘をいただいております点で、たとえば
やはり既存の大学との協力関係でござ
います。また、あるいはスクーリングの
確保に当たって、学習センターが、ど
れだけの受講生に対して立地条件がどこ
まで確保できるかとか、あるいは学習
センターにおいても既存の国公私立大
学の教官の御協力をいただかなければ
ならぬけれども、その点が大変重要な
負担になるのではないかとか、その
点が御指摘をいただいております点
が、いかにか、そういう御指摘を
いただいております点につきましては、
それらの点につきましては、大臣も御
答弁申し上げましたように、こ
れから放送大学関係者がそういう問題
点について具体的に解決を図りながら、
ぜひとも開かれた大学としてのこの
放送大学が、私どもとしては一日も
早く実現を見、かつそれが広く国民
に行き渡る

ことを一日も早く実現したいと、か
ように念願いたしておりますのでござ
います。

○小西博行君 大臣の答弁聞かして
いただきます。どうも当初法案が出た
時点とそんなに変わっていないんじや
ないかという感じがするんです。私
はむしろ、この放送大学というの
は新しい大学だから、いろいろな放
送網を使つて、たとえば既存の大学
に対して非常に大きなインパクトを
与える、私はそういうところに実は
大きな意義を感じておるんです。む
しろ私は答弁としては実際は利点
もいろいろあると、しかしいまから
やらなきゃいかぬ問題は、これはど
ういふ時間をかけて審議してきた
わけでありまして、その程度のもの
は二十も三十も年がたつていないん
ではないか、私はそういう意味で、
ちよつと質問させていただきます。そ
ういふ意味で、たとえば、これはも
ちろん特殊法人というものでござ
います。最初はまだ放送大学とい
うものをつくらなきゃいけません
から、その準備機関としてまず一
億円の文部省の投資でもつて特殊
法人をつくるということですね。最
終的にはこれはどういふことであ
るのか、一期計画だけでも構は
ないか、一応これは収支が合わな
いのか、多少でも利益を上げると
言つたら言葉があるけれども、そ
ういふ形になって、つまり独立採
算的なものとして考えていいんじ
やないか。

○政府委員(宮地貫一君) もちろん受講生に受講
料を負担していただくわけではござ
いませんけれども、前に御質疑がござ
いました。私立大学の通信教育の受
講料とのバランスというふうなこ
とも念頭に置いて考へてございま
す。第一期の計画で想定いたして
おるところで申し上げますと、お
おおよそ受講料が運営費でござ
います。それから設備投資と申し
ますが、設備費関係の経費は除
きまして、年間の運営費に
対しまして、私どもとしては四〇
〇程度を確保するという
ことで運営費を算定いたして
おるというのが現在の計画
でございます。

○小西博行君 当初の第一期計画というのは一万七千人ということでした。まず、一万七千人ののちが学生数。それに年間の費用は、学費として大体通信大学並みということで、六万から八万として、八万取ったといまして、大体十三億

六千万ぐらいの売り上げと言ったらかしいんですけれども、収入になりますね。それに対して、この放送大学設立経費試算というのがありますね。これはこの間いただきましたこの資料、これを見ますと、役職員の給与がこれ十八億八千五百万ですか。そうですね、こういうかっこうで出ておりますね。そしてこれは、経常的経費

に、非常に大きなお金になっておるんですね。どうも私の試算では、これは収支とんとんというところまでなかなかいかないような気がするんですが、どういうような計算になるんでしょうか。しかも、この間の日大の話ではスクーリングというのは非常に大切にしているかと、夏休み一カ月をかねて大体三十万ぐらいいかると、そして八単位、こういう話も実は聞いたわけですね。そういたしますと、今回の場合も通信大学並みと言え、たとえば日大の例を挙げますと八万円の年の費用といたしまして、それプラス自分の生活費といいたすから、東京へ出てきてという条件があるわけですから、三十八万になるのか八万になるのかずいぶん金額的なものが違うんですね。その辺のところがどうも私、こう一つ一つ細かいことは言いたくないんですけど、言い出しますとどれいなくもこれもひつかかってくるというのが実は現実でしてね、その辺を質問しながら非常に迷うわけなんです、放送大学法案が通って大学の中でそれでは審議しなさいと言われたら何も言えないんですけれども、その辺の見通しはある程度これは文部省の方で考えても悪くはないんじゃないか、こう思いながら質問させていただいておるんですが、どうなんでしょうか。

○政府委員(宮地寅一君) 御指摘の受講料という形で考えておりますのは、私ども一応想定いたしましたとして四十六億五千五百万ですが、こういうふうにも、非常に大きなお金になっておるんですね。どうも私の試算では、これは収支とんとんというところまでなかなかいかないような気がするんですが、どういうような計算になるんでしょうか。しかも、この間の日大の話ではスクーリングというのは非常に大切にしているかと、夏休み一カ月をかねて大体三十万ぐらいいかると、そして八単位、こういう話も実は聞いたわけですね。そういたしますと、今回の場合も通信大学並みと言え、たとえば日大の例を挙げますと八万円の年の費用といたしまして、それプラス自分の生活費といいたすから、東京へ出てきてという条件があるわけですから、三十八万になるのか八万になるのかずいぶん金額的なものが違うんですね。その辺のところがどうも私、こう一つ一つ細かいことは言いたくないんですけど、言い出しますとどれいなくもこれもひつかかってくるというのが実は現実でしてね、その辺を質問しながら非常に迷うわけなんです、放送大学法案が通って大学の中でそれでは審議しなさいと言われたら何も言えないんですけれども、その辺の見通しはある程度これは文部省の方で考えても悪くはないんじゃないか、こう思いながら質問させていただいておるんですが、どうなんでしょうか。

しましては六万という形で考えております。通信教育の場合のスクーリングのために宿泊云々というところで相当——いま御指摘の点で言いますと三
十万でございますか、そういうものを基礎には考
えていないわけでございます。

そこで、私どもがたいま想定をいたしてあります経費で申し上げますと、御指摘の經常的経費で約四十六億五千五百万という数字に對しまして、入学金なり授業料というものを想定いたしてありますのは約十六億二千八百万ということで、全体の経費に對する比率としては約三五%という点を想定いたしております。

○小西博行君　これがさらに全国レベルということになりますと、これはもう私の方は途方もつかないんです、四十五万人というようなことになりましますのね。各地方によりましては、ずいぶん費用も変わってくるでしょうし、それから先生の応援体制ということ、細かく言えば切りがないんですけれども、そういうものもあわせてこの間から私再三言っているけれども、アンケート調査みたいにしたアンケート調査をやっていたきたい。一点一点言ったら切りがないから申しませんけれども、たとえば費用ということ是非常に大きなウエイトを占めるんじゃないでしょうか、勉強しようという方々に。そういう点もあわせてぜひやっていたいたきたいと思いますが、やってみられますから、そういう条件を入れた……。

○政府委員(宮地貫一君)　御指摘のございます点は、私どもとしましてはこの法案が成立をいたしまして、具体的に大学が発足をすることになりますれば、もちろんそういう対応をしなければならぬという事柄ではないかと、かように考えております。

○小西博行君　次に移っていきます。

まず、一期計画の場合は、私はそんなにこの問題

を心配してないんですが、この地方大学の先生の応援体制ですね、これが私は学習センターということになると思いますが、その学習センターは広島だからよく広島を例にとるんですけれども、広島の中でたとえばこの学習センターをやる

場合に、専任の先生が五名、それから非常勤が三十名、事務職員が六名、こういう形で運営しているというところで、すね。で、いま広島の場合を考えますと、広島大学というのがもちろんございます。そして私立大学が六校ぐらいございます。そういう私立大学へほとんどの先生方が応援体制を組んでおります。私が行った大学も大体一日六時

間ということ、これは一週間六時間ということなんですから、一日も全部とっていたら来ていただいております。いろんな専門的な分野に必要な先生が来てもらわなきゃいかぬわけですが、そういう専門の先生に、さらに週に一日ぐらゐ余分に来てほしいという形に私はなるんではないかなという感じがしているんです。そのときに私立大学の方はもう応援は行けませんという、むしろ文部省の方から指示があった方へ先に行かなきゃいかぬ。そういうような不都合といいますが、これは私立大学から言えば不都合なんです。が、そういう問題は起きないでしょうか。この辺の検討はなさっていらつしやいますでしょうか。大阪、名古屋というのは大した問題じゃないと思います。むしろ九州であるとか、四国であるとか、あるいは広島であるとか——広島はまあわかりあい大きい方だと思えますけれども、そういう感じがしているんですが、どうでしょう。

○政府委員(宮地實一君) 先生よく御承知の点で、広島を御指摘いただいたわけでございますが、第一期計画で考えておりますのは、関東地域におきましてももちろん、あるいは関東地域の場合には比較的そういう応援体制の教官が得やすいんじゃないか、むしろ地方に広めていく場合にそういう応援体制が本当に組めるのかどうか、その辺が問題ではないかという御指摘のように承ったわけでございます。

その点も、まず第一期の関東地域での実施体制といいますが、そういうものを踏まえて、その上で十分問題点というものを把握して、その上で、そこで把握されました問題点をどうすれば地方に広げていく際に解決できるのか、その点は具体的に

問題は、第一期でやる場合でも、そこらの点はどう考えているのかという点もあるいはお尋ねの点ではないかと思っておりますが、御指摘のように、放送大学へ協力するために従来国立大学の方に比べていく際に第一期計画の経験というものを十分踏まえて対応をしなきゃならぬ課題だと、かように考えております。

から私立大学に応援体制をしておったものを、むしろ防害になるというようなことがあつてはならぬのは、これはもちろんだと思えますけれども、私どもとしては、既存の大学に御協力いただく点はもちろん国立・私立大学等を含めまして既存の大学に御協力をいただくということで体制を組むわけでございまして、その点は具体的なカリキュラムなりスクーリングの組み方で、それでは三十名の非常勤の教官では實際上、何といひますか、負担が非常に非常に無理があるんではないかとという御指摘かと思えますけれども、私どもとしては一応理論的な計算はいたしております。実務上やりまして、個別の教官の状況から見まして、理論的に計算しただけの負担が実際上むずかしくて、その数をふやさなければ処理をし切れないという、そういう個々の具体的な事柄というものは、事実第一期をやってみてもやっぱり實際問題としてはいろいろ出てくることはあろうかと思ひます。そういう実務的な処理というのは、これから実際に学習センターで、このスクーリングを計画し、実施していく段階での解決課題と、かように考えておりまして、学習センターでの教官の配置の一応理論的な積算の基礎というものの数は、もちろん私どもも計算をいたしておるわけでございまして、その点が実際に教職を経験されたお立場から非常に負担感が出てきては困るという点での御指摘だろうと思ひますので、そう

いう点は十分今後の実際の仕事の処理に当たりまして念頭に置いて進めておきたいと、かように考えております。

○小西博行君 参考までに、国立大学の場合は、これは私全国は知りませんが、広島あたりで聞きますと、大体週に三こあるいは四こぐらいの授業科目を担当しております。私も私立大学の場合は大体十こぐらい持つておりましたから、むしろ私立大学の先生に応援体制を願うというのも、これ大変時間的に私は制約が出てくるんじゃないかと思ひます。

もう一点、関連して御質問するんですが、たとえばこの間日大へ参りましたね。あの中にレポートの提出というのがございましたね。で、そのレポートを添削するという作業がございました。あのレポートは二部ほど見させていただきまして、あの子供さんは六十五点、まあ可で一応合格ということになると思ひます。ずいぶん丁寧に私は添削していただいたのを感じたわけですね。で、この添削の仕事というのは全部本部業務ですね。いわゆる学習センターじゃなくて、全部本部へ全国からのが来ますね。四十五万人の場合は、全国から四十五万人のレポートが一斉に提出されるということですね。たしかそうだと思います。ですから学習センター、つまり地方にある学習センターの場合は、いろいろ面接だとか、それから勉強の指導をするとか、あるいはこれから先のいわゆるゼミナールとか、そういうものをもしやる場合にはそのゼミナールを中心に行っていくとか、そういう問題になってくるんじゃないかと思ひます。そうすると、その添削という仕事が大体どの程度——これは田沢先生がよく御存じだと思いますけれども、どの程度の仕事量だというふうにお考えでしょうか、この添削業務。

○政府委員(宮地實一君) 具体の経験は、私は持ち合わせないわけでございますけれども、先般の日大の通信教育の現地調査に随行いたしました実際に伺ったお仕事としては、なかなか大変なお仕事ではないかというぐあいに私も想像をいたしてお

ります。

御参考までに申し上げますと、現在放送教育開発センターの場合では、実験番組——二単位科目でございますけれども——について一科目当たり二回の通信指導というのを、これは択一式のマークシート方式で解答を提出させまして、これについて評価をし、コメントを付けて返送するという方法で実施はいたしております。そういう場合の作業量というふうなもので、もちろん実験的な段階でございますので、そういうことは現在放送教育開発センターでも実施をいたしておるわけでございますが、そういうことも参考にしたしながら、実際の個々の添削ということには非常にロードのある事柄でございますが、これは実験番組のたぐいまの案件でございますけれども、やはり受講生に対しましてアンケート調査では、そういう通信指導が加わることによって大変学習理解が深まったということも言われているケースが多いわけでございます。そういうもののロードがどのくらいになって、実際の運営上どういう実施方法が可能かということも大変具体的な御指摘でございますが、十分そういう点も検討させていただきまして、具体的な実施というのはいやう大学自体で御処理をいただく事柄でございますけれども、検討課題としてはそういうような問題点もあることだと、こう私どもとしては認識をいたしております。

○小西博行君 多分、そのコンピュータシステムをうまく使って、できるだけ簡単に添削できるというんですか、むしろ模範解答をばんと印刷して、このとおりですというふうな形で返す場合は、非常にこれは私は簡単だと思ひます。しかし、この間の日大の通信教育のように、一字一句赤ペンできれいに書いておりましたね。こういうものを私自身が書く場合は、少なくとも一点十分もかかるんじゃないかと、そういうふうな試算いたしますと、先ほどちょっと計算していたわけですが、一万七千人ですね、まずこの関東地域の一次計画。この場合に大体三千時間かかりま

すね。ですから、一人一日六時間働くといたしましても、大体五百人ですね。五百人パー・デー。つまり延べでいくと一人が五百日かかるということ。それほど仕事量としては大変な仕事量になるんだなあ。したがって、これは四十五万人構想でございますと、七万五千時間ですね、この添削時間が、それほどこれは大変な添削時間。しかし私は、この添削というものが実は非常に大切な、放送大学の中心的な問題じゃないかと思うのです。何かコンピュータで非常に簡単な方法があります。穴あけ方式とかいろいろありますけれども、そういう簡単なもので、正確な読み取りやつでばんと渡してしまつたのでは、これは大学にならないと。少なくともそういう一つ一つのレポートに対して細かく注意を与え、指導していくということが私は大切じゃないか、大きな仕事じゃないか、このように考えるのですが、この辺の御理解を十分されておられるでしょうか。

○政府委員(宮地實一君) ただいま先生の御試算の数字で御指摘あったわけでございますが、まあ一万七千名の場合で申しますと、選科履修生というふうなものももちろん入っておるわけでございます。添削指導がどの範囲の教科で行われることになるのか、それらの点も具体的に今後検討されなければならぬ課題でございます。

教科の特性といいますが、そういうようなものに依じた学習なり、学習の指導形態というものがそれぞれあるかと思ひます。したがって、機械的にすべてがそういう添削指導という事柄ということでは必ずしもはじき出せない面もあるかと思ひますけれども、御指摘のように大変なロードを要する仕事だということは十分理解できるわけでございます。その点はこれからの具体的な実務上の処理をするに当たりまして、十分対応をしておいかなければならない課題と、かように考えております。

○小西博行君 ですから、この一次計画一万七千人の場合、やっぱり少なくとも添削というのは一月も二月もかかって送り返すということはあり

得ないと思ひます。どんなに遅くとも十日以内には大体送り返さねばならないことじゃないでしょうか。そうしますと、やっぱり五十人の人間が要するですね、十日間ずつとつきつきりです。さっきの十分という計算です。だから、これ一分で非常に簡単にやうてしまふということになれば、五人でできるというふうになるのです。細かく計算してみるとそれは大きな仕事があるんだということを私は申し上げたいんです。

それからさらに、この間もゼミナールという話が、私の方からも出しましたのですけれども、こういうゼミナールは一体どうなのか。やるべきであるというお話は承つておるのですけれども、必ずやるといふ返事は、局長の立場ではなかなかできないんだらうと思ひます。というのは、別に、いまの文部省という立場でございますから。しかし、ゼミナールとなれば、これはもつと大変な仕事になってくる。一回でオーケーじゃないですから、何回も突っ返してこいというふうなことでしようから。これはもちろん中央の方で、いわゆる本部でゼミナールをやるとしたらやっぱり行かぬでしょう。これはレポートの審査といひますから、これ全部本部でしようから。ゼミナールも本部でチェックをするというお考えでしょうか、考え方で結構です。

○政府委員(宮地實一君) まあゼミナールなりあるいは卒論のお話も前にあつたかと思ひますけれども、検討課題ということで御答弁申し上げておりますけれども、総合科目の履修をどう義務づけていくか、あるいは担当教員の指導のもとで演習をして卒論を考えていくと、卒論に準ずるレポートをつくるというふうなことも考えられるわけでございます。ゼミナール形式でどうやるかというところになれば、具体のどの科目でどういうこととやることになるか、その点はちよつとお答え申し上げかねるわけでございますけれども、やはり基本は学習センターで行うということが基本になるのではないかと、かように考えます。

○小西博行君 学習センターでゼミナールをやるわけですね、学習センターの方で。そうすると、レポートなんかのチェックというのも学習センターでやってもいいわけですね。

同時に、さっきの話にちょっと返りますけれども、やや規模の大きい都市はいんだだけでも、今度逆に小さい町になればなるほどそういう先生方が集まらないということですね。そうしますと、むしろ中央から集めてそこへ専属で入ってもらうという体制を考えるべきなんでしょう、大学のない町の中にはありますから。むしろそういうところへ放送大学ということでメリット出そうとしているわけですからね。ですから、いまさっき申し上げた二つとも学習センターの方でやると、こういうふうに理解してよろしいんですね。

○政府委員(宮地實一君) その点は、従来の基本計画においてはブロック別の地方事務センターというふうなもので通信指導の処理を行うというふうなことが指摘をされておりますけれども、私も第一期計画を具体的に計画をいたしました際には、これは第一期計画が、関東地域で学習センターとしては六カ所ということになるわけでございます。第一期計画では、ただいまの通信指導の処理というふうなことは本部で処理をするということを考えているわけでございます。ただ、さらにそれを広げていく際の具体的な処理の問題としてそれをどうするかはこれから課題であらうかと思っております。ただいまのところは、第一期計画では本部での処理が可能ではないかという考え方をとおるわけでございます。

今後の第一期計画以後の問題では、いろいろ御指摘のような点はお実務上どう処理することが最も適切か、その点は検討課題として処理をしなければならぬ課題と、かように考えております。

○小西博行君 ぜひこれは、いまの段階でやるのはちょっと筋違いだとおっしゃるかも知れませんが、できるだけ万全を期して、文部省の方でそういう細かい体制を、実務法案が通過したらこういうふうにかつこうでやるんだというか、そういうもの

のをちゃんとやっぱり腹案として持っていたいただきたいなと、こういう感じがするんです。そうしないと、一点一点突っ込んでいきますと全部そういうふうにかつこうになりますので、どうも私としてはイメージがこうはつきりしてこないような感じがするものですから、ますます不安になってくるという部分があります。

話を少し前へ進めてまいりたいと思います。実はこの間日大へ参りまして通信教育のいろんな資料あるいはデータを見たいただきました。先ほど高木先生の方から、あるいは勝又先生の方からいろいろ質問があったんですが、もう一点は例の実験放送ですね、このデータとずっと合わせてみますと、ずいぶん数字が違いますね。数字が違います。先ほど高木先生も言われましたが、通信大学というのはいやや若い人、つまり大学へ行きたいんだけども行けないから、とにかく何とかして通信大学でも行きたい。そして、できれば転校するという人も中にはあると思えますね、二年から三年へ上がる時は一部の方へ転校したい。だから全然性格が違うですね。この性格の違いというものを実はいろいろ御説明願いたいんですが、どうも通信大学の場合はやっぱり大学の資格を取りたい、したがって非常に若い人が多い。この実験放送のデータ見ますと、奥さん方とか一般会社員ということになっておりますね、そうですね。一般教養を高めたというところで、今度の放送大学というの、この両者の中間になるんですから、そのどちらをねらおうとされているんでしょうか。いままでの実験放送と同じなんだというふうにお考えなんですか。私もイメージがちょっとはつきりしませんので、ちょっとお伺いしたいと思っております。

○政府委員(宮地實一君) 放送教育開発センターの実験番組は、これは何といいますが、放送そのものが大学教育そのものでないということもございまして、やはり大学卒業の資格を取りたいというふうな方々が本来志向しているとは必ずしも言えないというところは、これは基本的に言えるのをちゃんとやっぱり腹案として持っていたいただきたいなと、こういう感じがするんです。そうしないと、一点一点突っ込んでいきますと全部そういうふうにかつこうになりますので、どうも私としてはイメージがこうはつきりしてこないような感じがするものですから、ますます不安になってくるという部分があります。

思います。そういう点で、御指摘の実験番組の年齢構成のところは、先ほど高木先生の御質問もございましてお答えをしたわけでございますけれども、大要日大の通信教育の場合は年齢が低い方にパーセントが寄っておるわけでございますけれども、その点がむしろばらつきがあるという感じが実験番組の場合は言えるわけでございます。

そこで、放送大学の場合には何をねらっているのかというお尋ねでございますけれども、その点は、従来の大学で申し上げておるような、正規の大学であり、かつ学部としては教養学部を設置して総合的な学問領域を対象とする学部ということに教育課程を編成する。具体的な授業のところにについては、従来の御説明をしておりますようなことという約二百四十科目という専門科目の開設の一覧でございますが、具体例を掲げておるわけでございます。したがって、実際に放送大学を開いた場合には今後の課題でございますが、従来の資料で申し上げれば、やはり年齢層は必ずしも日大の通信教育と同じように年齢の低い者に寄っているわけでは必ずしもないわけでございます。これは五十年の教育需要の予測調査の際に出しております資料でございますけれども、三十一歳以下十代が五二％、十代以下二十代が三六％というふうな数字で先ほどお答えをしたわけでございます。でございますから、やはり放送大学で教養学部——もちろん大学卒業の資格を取る者も来るかと思っておりますけれども、やはり専科履修生とか科目履修生というふうな方々も相当にこの放送大学の受講生として来ることも予想されるということでございます。その点では、あるいは御指摘の点、放送大学では必ずしも大学卒業資格を取るということに志向していないのではないかと、このことを御指摘になっておられるのかも思いますが、これも、年齢層から言えばそういうばらつきはございしますが、やはり正規の大学としてももちろん百二十四単位の履修をすれば大学卒業としての資格が与えられるものと。そういう点では、従来の調

査で申せば、非常に広く教養を求めているという国民全体のニーズと申しますか、そういうようなものに対応する形で開設をしておるわけでございます。専門の何らかの資格付与をもつと積極的に考えないといかぬのではないかと、御指摘も前にいただいたことがあるわけでございますけれども、そういう点については、この教養学部としてのたたいま計画しております事柄をまずは十分定着をさせて、それから後の課題ではないかと、かように考えております。

○小西博行君 この実験講座の方を、こう見てみますと、「講義内容に対する理解度」という、こういう表がありますね。こういうふうな表があるわけですから、この表を見ますと、「英語」とか「哲学の人間学」、こういうのがあります。これはやっぱり理解度はもう極端に悪いというアンケートですね。あとの項目を見てみますと、非常に一般の奥さん方が聞いておもしろいという感じが、興味を持ってこの放送を聞きたいという感じのするようなのは非常に多いんです。「教育と社会」あるいは「人間の歴史」とか「美術史・美術論」ですね。そういう意味では、こういうものは非常に理解度が高いわけですね。

それに比べて、今度のいわゆる放送大学は、これは専門の大学ですから、ドイツ語なんかはもう入って入っておりますし、私どもの専門のいわゆる統計学とかなんかというのにも相当入っておりますね。こうなってきたと、なかなかさうおもしろいのかしくは放送の分野でやれないんじゃないかという感じを私、持っておるんですね。ですから、このデータそのものが、今度放送大学としてそのまま同じようなデータとして生かされるとはちょっと思わないんです。もっと非常に厳しいものになってくるんじゃないか、もっとむずかしい、理解しにくいものになってくるのではないかと、もっと自分が勉強しなければ、いわゆる試験を受けて、単位とっていくわけですから、そういう意味では、先ほどから申し上げておるよう通信大学と、いわゆるこの放送大学と、どの辺のどこ

ろを大学の性格として見ていくのか。私もこの間から再三言っているんですが、学生の資質だとか、最終的には大学の評価になっていくと思うんですが、できるだけ大抵の人にはそういうのを見てもらって、勉強してもらって、そして比較的案に卒業させてあげて、そしてああ大学出たんだという、ある意味では、そのことが自分の人生にとって非常にプラスになる場合があるかも知れません。そういうような方向で持っていくのか、あるいはもっと厳しくやって、いわゆる通信大学以上の厳しさでもって考えていくのか、この辺のところはどうもつきりしないんです。ですから、もったいぶる教育費組に、上手にそれを放送することによって、それを見ることによってある程度理解できるというものを主眼に置けば、これは私はぜひぶん学生もふえるんじゃないかという感じを持っておるんです。その辺の見通しが定かでないもんですから、再三質問させていただいているんです。その辺はいかがですか。

○政府委員(宮地貫一) 放送大学の性格づけと申しますか、基本的には入りやすい大学であり、かつ十分大学卒業の資格が——百二十四単位の修得がなければ卒業としての資格は認定されないわけでございますので、そういう意味で申せば、比較的といえますが、入るのはやさしいがなかなか修得するのはむずかしいということになるかと思えます。

ただ、それじゃ、いま御指摘のように、内容そのものがむずかしいだけでは、せっかくつくった大学も余り受講生が来ないというようなことでも困るんじゃないかという御心配で御質問をいただいているかと思うんですが、まずいけれども、私もとしては、考え方で申せば、大変レベルの高い、もちろん大学教育を授けるわけでございますから、そういう内容を持ったものを、こういう映像というふうなものも使っていて、単に机の上の講義だけでは得られないような、そのためにテレビなり、ラジオなりそういう手段を使うわけでございますして、レベルの高いものをわかりやすい講

義としてこの放送大学というものが定着していくようになれば、その点は十分に期待にこたえられようかなと思っております。基本的な線信をいたしておるわけでございます。基本的な線で申せば、やはり開かれた大学であり、入るのは非常にやさしいと、しかし単位は十分修得して初めて大学卒業の資格が認定されるものということになるんじゃないかと思えます。

○小西博行君 ぜひそういう大学を考えていただきたいと思うんです。どなたでも勝手に出られるというんでは、どうも大学全体のイメージがずいぶんこう——現在でも落ちてくると思うんです。そういう意味で、さらにそれに拍車をかけるようなことはひとつやめていただきたいというふうに思っています。

そこで、もっと端的に聞きたいんですが、もしこれ、一期計画でやられますね、やられて、最初はまだたくさん入ってくると思うんですが、ある意味で、ところが、一年もしないうちに学生数がぐうっと激減すると。たとえば一万一千人という一応の想定が、これももう五千人とか六千人というようなことになった場合には、もうこれはやめるんでしょうか。

○政府委員(宮地貫一) 私どもとしては、第一期の計画についても、ただいま想定しておりますが、学生数というのは、従来の調査の試算という点からすれば、非常に慎重な対応を要するというところで、全体の規模から見ても、先ほども言いましたが大体五分の一ぐらいのところまでしぼって学生数というものを見込んで計画を立てておるわけでございます。直接の対比にはならないわけでございますけれども、放送教育開発センターにおいて実験番組を制作して放送したしておりますけれども、その受講生の募集というのには、やはり現在のところ毎回募集人員に対して三ないし四倍ぐらゐの応募があるというふうなことからいいたしましても、それは一つのデータでございますが、もちろんこの放送大学の学生の確保ということについては十分その見通しを持って対応していかなければ

ならないし、現在の見通しというのは非常に慎重な、手がないといえますが、相当かたい数字で私どもとしてははじいておるわけでございまして、この放送大学を私どもとしては成功をさせていくことに全力を挙げておるわけでございまして、御指摘のような事態というものは、その点のところ想定をいたしておりませんけれども、その点はどうかというお尋ねについて言えば、衆議院の文教委員会の附帯決議におきましても、やっぱり制度の発足後、一定の時期を見て、教育の効果及び大学教育全般との関係等についても見直しを行うという、そういう考え方を持っているというところはやはり必要なことではないかと、かように考えております。

○小西博行君 大臣に、いまの質問なんです、やっぱり収支というんですが、特殊法人ですか、そうしないといやっぱ問題が残ると思うんですが、もちろん、それは国鉄だって、あれほど赤字出しておるんですが、これはやっぱり前向きに検討して絶対に赤字にならないようにという努力はみんなされてるわけですね。しかし、結果的にああいう状態になってるわけでしょう。で、私は、この大学の問題でも同じような問題が出てきて、そしてなおかつ、何か方法がないかと思いたが、ずうっとそのままだとということになるんじゃないかと思いた、一番私はその辺を心配しておるんです。その辺は大臣はいかがですか。

○国務大臣(田中龍夫) いろいろと詳細にわたっての御質問を次から次に重ねておいでになって、私はこの前のスクーリングの先生の御質問の際にも、なるほどなと思つたのであります。が、きょうはまた、その後の、日大等を御見学になつて、さらにきょうはまた非常に示唆に富んだお話をいただきました。で、いま御心配になつておられるような問題は、われわれもこう、おぼろげながら頭に感じながら、先生のようにならざるを得ないにすぎない積り上げて時間帯から割り振つてお話しになります、非常に浮き彫りになつて出てまいります。

われわれもそういうふうなことを特に参考にさせていただいて、せっかくつくります以上はりっぱなものをつくつていかなきゃならないと。同時にまた、これからどういふふうなことになるか、予測の点はなかなかむずかしい。特に放送大学のあり方等々につきましても、やはり現場の御経験が先生のようにありますと、それをずっとフォローしておやりになつていただかなければならぬ。特に御注意になつていただきましたというふうな経営の問題やら収支の問題等につきましても、非常に私は参考になると存じます。十分にそういう点をさらに掘り下げて検討させていただきまして、りっぱなものをつくつてまいりたい、かように考えております。

○小西博行君 えらいおほめにあつたんですけれども、私はごく初歩的なことだと思ひますし、何か一つの法人あるいは企業にしたってそうなんですけれども、もう最低の条件じゃないでしょうか。私がいままで言っていることは別に無理は言っていないと思うんです。どういふ大学のイメージづくりなのかというのをいつも聞いておるわけなんです。そしてどのくらいの学生数が集まつて、その大学の内容というのは一体何ですかと、そして卒業するときにはどの程度の価値を持つて卒業されるのか、そういうことはもうごくあたりまえのことではないかというふうに私は思つておる。むしろそういうことは、文部省の内部でびしりと煮詰めた腹案でもあつて、現実には、それは放送大学法案が通過して、そしてまた理事の方が集まつてやるのは、これはあたりまえだと思つて、すけれども、少なくともその程度のこととは、いま通信大学もあるわけですから幾らだつてそういう資料は集めることができるんじゃないでしょうか。この間の見学も、局長さんも皆さん行つていただきました。そして、あれでびっくりするようじゃ、とてもじゃないけれども放送大学というのはいけません、私はむしろそういうことに逆に驚いているわけなんです。なぜそういう一つ一つの問題というのを煮詰めていかなければならぬ

と。これは恐らく自民党の皆さん方だつてこれはおかしい、大変な問題だと思つておられると思うんですね。恐らくそうだと思います。私、だから特にこうやって申し上げているわけなんです。したがいて、この間、私NHKへ行きまして、大変大げいの専門家のスタッフがいて、そしてもちろんフィルムの出入れなんか全部ロボットを使って、コンピュータで指示してフィルムを抜き出してトロッコで持つてくる、そしてリタンのボタンを押すと、もとへ返つてちゃんと整理されると。あれがもう何百とか何千という種類になりますと、それやらないとさつぱりこれ必要なときにとれないんですね。これはもう企業でもそういうことをやっているんです、在庫管理で。そういうようなことまで含めて、かなりの専門家が私は本部要員としては必要であると、その辺の見通しというのはどうかかなと、これまた聞いても、これは大学法案通過してからということになるかも知れませんが、ある程度の目ぼしい方々というものは腹案としてなければこれは出せないんじゃないかという気がするんですが、どうでしょう。

○国務大臣(田中龍夫君) たまたま私が余り無学でございまして、よく存じ上げなかつたので、大変先生のあれに対して実は本当にありがたいと思つたりなんかしたんでありますが、もちろん、局長以下担当の、並びにセンターで十年以上もずっと訓練された職員は十二分の、何と申しますか、自信を持って御提案をいたしておりますわけ、私が先生に対して大変に御厚意を感謝したから、以下私と同断で、みんな文部省の職員が一向に知らない、初めて承つたということでは決してない、それだけはどうぞ訂正をいたしておきます。もう役所の者はみんな非常によく勉強いたしておりますから、その点どうぞ誤解ないようにお願ひいたします。

○小西博行君 私はこの文教委員に、初めて議員になつてなりまして、科学技術と両方やっているわけですが、何か一つ情熱が欠けているような感じがしてならぬのですよ、本当に大臣。私はこれだけ大きな、まあ事業という言葉はまた悪いかもしれせんけれども、一千百億というような大金を使つて国民の皆さん方のためにがんばるということでは、もう万全を期して、国会の実は討論というのはいささか意味では文部省の方から言えり内部でいろいろ企画立案を推し進める、あるいは調査する、この辺が実は一番私は問題点になつてくるんじゃないだろうか、そういうことを実は審議しながら感じるものですか、いつも細かいことまで言うわけでは、そんなこと言わなくてもちゃんとできておるんだということであれば、あるいはこういう考え方なんだということでは、あるいは納得すれば、もともと放送大学ぶつづせなんだという気持ちにはさらさらないですね。同じやるんだつたら、どういう形ですかということに絶えず求めているんですけれども、それがびしと出てこぬものですか、これじゃまだまだだめなんだというのが実は実感なんですよ。そういう意味で質問させていただいておきますので、ぜひその辺のところをもう少しと煮詰めてもらえぬでしょうか。衆議院からもあれだから当然調査室あたりにもいろいろデータはあるんですけれども、この参議院でわずかな時間の中で、たとえば私がカリキュラムの編成は一体どうなるのと言つても、初めてそれは出たんじゃないでしょうか。一日三時間勉強すればいいという範囲も初めて出たんじゃないかと思ふんです。そういう問題はもうすでにわかつておられるんですね。そうでしょう、百二十四単位ということであつておられるわけ、そういうものは仮にA、B、Cで組んだらこうなるのでなかなか大変なんです、しかも勉強してもらいたい、こういうふうな答えがあつてもいいんじゃないか、私はそのように考えるんです。

これからは先もまたやらしていただきますから、いつもいつも最後で、皆さんも大変お疲れのよう

な感じがして非常にやりづらいので、いつも少し時間を早くやめるんですけれども、ぜひその点を考えていただきます、次の答弁にはある程度過去のいろいろな情勢をもう十分把握した上でいい答えをひとつ返していただきたい。初期と同じような答えを、放送の利点と言つたらそれはもう生涯教育です、これよりもうとくにわかつておられるわけですから、もっと具体的に、もっと細かくぜひ答弁をお願いしたいということをお願いして、これで終わりたいと思います。

○委員長(降矢敬義君) 本案に対する審査は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(降矢敬義君) この際、連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

放送大学学園法案について、通信委員会からの連合審査会開会の申し入れを受諾することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認め、さよう取り計ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十七分散会

- 四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。
- 一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願 (第二八五五号)
- 一、学級編制基準改善等に関する請願 (第二八八五号)
- 一、身体障害者に対する学校教育改善に関する請願 (第二八九八号)
- 一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
- (第二八九九号)
- 一、学級編制基準改善等に関する請願 (第二九三四号)
- 一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願 (第三〇〇五号)
- 一、大学格差の是正及び充実発展に関する請願 (第三〇一七号)
- 一、公立大学助成拡充に関する請願 (第三〇二二号)
- 一、学級編制基準改善等に関する請願 (第三〇四四号)
- 一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願 (第三〇五二号)
- 一、身体障害者に対する学校教育改善に関する請願 (第三〇七二号)
- 一、学級編制基準改善等に関する請願 (第三〇七九号)
- 一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願 (第三一八四号)
- 一、身体障害者に対する学校教育改善に関する請願 (第三二〇四号)
- 一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願 (第三二〇五号)
- 一、義務教育諸学校における教科書無償制度継続等に関する請願 (第三二〇七号)
- 一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願 (第三二四三号)
- 一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願 (第三二五五号)
- 一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正

に関する請願(第三二七号)

第二八五五号 昭和五十六年四月十日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(二通)

請願者 千葉県市川市新田一ノ八ノ二三
後藤一郎外一万九千九百九十九名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二八八五号 昭和五十六年四月十日受理
学級編制基準改善等に関する請願

請願者 横浜市鶴見区東寺尾二ノ一四ノ一
四 天野陽子外六千九百九十三名

紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第二八九八号 昭和五十六年四月十日受理
身体障害者に対する学校教育改善に関する請願

請願者 北海道釧路市興津五ノ一三ノ一九
門脇東外十名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第二八九九号 昭和五十六年四月十日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 千葉市真砂 前田弘之外九百九十
九名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二九三三号 昭和五十六年四月十日受理
学級編制基準改善等に関する請願

請願者 神奈川県相模原市麻溝台三、〇二
二ノ九 高山幸子外八千名

紹介議員 大島 友治君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第二九八三号 昭和五十六年四月十一日受理
学級編制基準改善等に関する請願(二通)

請願者 静岡県浜松市西山町七八四 鈴木
信子外九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第三〇〇五号 昭和五十六年四月十一日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 千葉県市原市五井二、〇八七 地
引史夫外九千九百九十九名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三〇一七号 昭和五十六年四月十三日受理
大学格差の是正及び充実発展に関する請願

請願者 東京都三鷹市上連雀八ノ四ノ二あ
じさい荘内 菊地一雄外八百七十
五名

紹介議員 佐藤 昭夫君
大学が社会全体に負っている使命を果たすことの
できるよう次の事項の実現を図りたい。

一、私立大学の学費値上げをしなくてもすみ、
教育・研究条件の改善が行えるよう私立大学
の経常費に対する実質二分の一の助成を早期
に実現するとともにその配分方式を民主的に
改善すること。

二、大学格差を是正するため、各地の国立大学
の整備充実を図るとともに、公立大学に対す
る技術的な財政援助を行うこと。

三、国・公立大学の学費値上げを行わないこ
と。奨学金の貸与額・わくを大幅に増やし、
国・公・私立大学間の対象者と貸与わくの格
差を是正すること。

四、大学入試制度を抜本的に改善すること。大
学・高校関係者の意見を積極的に採り入れる
ことをはじめ、大学入試センターの運営の改
善や機能の充実を図ること。

五、大学を含む教育関係予算を大幅に増額する
こと。

六、大学の教職員を大幅に増やすとともに、研

究後継者確保のための施策を充実させるこ
と。

七、大学の教育・研究・診療活動に重大な支障
をもたらす公共料金・石油製品などの物価値
上げを抑えること。

理由
今日、大学への進学率は四十パーセント近くにま
で上昇し、多くの青年が大学での教育を受けるよ
うになっている。したがって、大学が学校教育法
に定められているように「学術の中心」として、
高い水準の学問研究を進め、それに支えられた行
き届いた教育を行えるかどうかは、次代を担う青
年にとつてはもろろんのこと、我が国の科学・技
術・教育・文化の発展にとつても極めて大きな意
義をもつものといえることができる。ところが、最
近のとまどるところを知らない物価の上昇と不況
の進行など深刻な経済危機によつて大学の教育や
研究に必要な予算は実質的に減少している。ま
た、私立大学の学費は年間七十万円を超し、父母
負担の限界を超え、国立大学の授業料もこの十年
間で実に十五倍にも引き上げられ大学教育の機会
均等が妨げられている。教育・研究条件や学部・
学科の構成などに見られる大学格差は、受験競争
に拍車をかけ、教育荒廃を一層深刻なものにして
いる。

第三〇一八号 昭和五十六年四月十三日受理
公立大学助成拡充に関する請願

請願者 京都市中京区壬生森前町二九 北
市和彦外千九百九十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第二八五五号と同じである。

第三〇二三号 昭和五十六年四月十三日受理
学級編制基準改善等に関する請願(二通)

請願者 静岡県田方郡函南町仁田五二二
梅原よし江外九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第三〇二四号 昭和五十六年四月十三日受理
婦人差別撤廃のため教育の男女平等是正に關す
る請願(二通)

請願者 新潟県上越市大豆一六七ノ一 池
内敏外五千五百九十九名

紹介議員 勝又 武一君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第三〇四三三号 昭和五十六年四月十三日受理
婦人差別撤廃のため教育の男女平等是正に關す
る請願(五通)

請願者 横浜市保土ヶ谷区川島町七一九
黒田珠水外二千四百九十九名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第三〇四四号 昭和五十六年四月十三日受理
学級編制基準改善等に関する請願

請願者 福井県大飯郡大飯町岡安二ノ二
中尾雅子外四百九十九名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第一〇二二号と同じである。

第三〇五二二号 昭和五十六年四月十三日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 千葉県四街道市鹿渡 大川孝夫外
九千九百九十九名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三〇七三三号 昭和五十六年四月十三日受理
身体障害者に対する学校教育改善に関する請願

請願者 宮崎市恒久南二ノ三ノ三 渡辺千
歳外十名

紹介議員 上條 勝久君
この請願の趣旨は、第二二二六号と同じである。

第三一〇三三号 昭和五十六年四月十四日受理

学級編制基準改善等に関する請願

請願者 横浜市戸塚区上郷町二、〇三〇ノ

二 矢沢裕美子外七千九百九十九

名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第三二二九号 昭和五十六年四月十四日受理

身体障害者に対する学校教育改善に関する請願

請願者 奈良県吉野郡黒滝村横尾 下浦頭

一外十名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第三二四八号 昭和五十六年四月十四日受理

身体障害者に対する学校教育改善に関する請願

請願者 富山県中新川郡立山町宮路七ノ二

志鷹小三郎外十名

紹介議員 吉田 実君

この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第三二七二号 昭和五十六年四月十四日受理

婦人差別撤廃のため教育の男女平等是正に関する請願(二通)

請願者 茨城県常陸太田市木崎二町 木村

喜美乃外千九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第三二七九号 昭和五十六年四月十四日受理

学級編制基準改善等に関する請願(一通)

請願者 静岡県富士宮市北山一〇九 伊藤

善松外千四百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第三二八四号 昭和五十六年四月十四日受理

私学に対する大規模国庫助成等に関する請願

請願者 千葉県船橋市二和町一七九ノ五四

竹本晃外九百九十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三二〇四号 昭和五十六年四月十五日受理

身体障害者に対する学校教育改善に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市三井が丘三ノ一

一ノ〇二 緑田義一外十名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第三二〇五号 昭和五十六年四月十五日受理

私学に対する大規模国庫助成等に関する請願

請願者 千葉県船橋市湊町三ノ一ノ二二

田原明実外九千九百九十九名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三二〇六号 昭和五十六年四月十五日受理

私学に対する大規模国庫助成等に関する請願

請願者 広島市東区牛田東三ノ二一ノ一

西尾典子外千五百三十九名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三二〇七号 昭和五十六年四月十五日受理

義務教育諸学校における教科書無償制度継続等に関する請願

請願者 大阪府高槻市富田町三ノ一〇ノ一

七 山上好彦外千二百名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第三二四三号 昭和五十六年四月十五日受理

私学に対する大規模国庫助成等に関する請願

請願者 千葉県船橋市八木が谷町六五九ノ

二〇 大平博外九百九十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三二五四号 昭和五十六年四月十五日受理

私学に対する大規模国庫助成等に関する請願

請願者 千葉市緑町一ノ一三ノ七 浅田 稜

外一万名

紹介議員 白井 莊一君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三二八六号 昭和五十六年四月十六日受理

私学に対する大規模国庫助成等に関する請願

請願者 千葉県柏市かやの町二ノ一三 森

尻明宏外九百九十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三三一七号 昭和五十六年四月十六日受理

婦人差別撤廃のため教育の男女平等是正に関する請願(二通)

請願者 茨城県鹿島郡波崎町八、五四二ノ

四 飯田瑞子外千九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第六部

文教委員会會議錄第十号

昭和五十六年四月二十八日

【参議院】

昭和五十六年五月十五日印刷

昭和五十六年五月十六日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局